

(第五部)

國第百十八回 參議院大藏委員會會議錄第一

卷之三

年三月二十六日(月曜日)  
午後七時二十四分開会

委員氏名

理 理 理 理 理

藤井 槐原 山岡 久保 本岡 賢次君  
清君 旦君 昭次君 次君  
峯山 石川 大河原太一郎君 弘君  
斎藤 田辺 文夫君 哲夫君  
稻村 中村 吉川 宮崎  
藤田 鈴木 赤桐 太郎君  
前畠 村田 雄山君 稔夫君  
和田 和田 秀樹君 稔男君  
近藤 忠孝君 幸子君 操君  
古川 太三郎君 教美君 義醜君  
下村 泰君 忠孝君  
野末 陳平君

補欠選任

國務大臣

委  
員

出席者は左のとおり

月二十六日 辞任 石井一二君  
合意 田中義吉  
補欠選任 菅藤栄三郎君  
要件 見頭言

政府委員 大藏大臣 橋本龍太郎君

まず、委員の異動について御報告いたします。  
去る五日、山岡賢次君が委員を辞任され、その  
補欠として石井一二君が選任されました。  
また、去る六日、石井一二君が委員を辞任され、  
その補欠として斎藤良三郎君が選任されました。  
また、本日、鈴木和美君が委員を辞任され、その

補欠として櫻井規順君が選任されました。

○委員長(藤井孝男君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

〔さうませんか。〕

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認めます。  
それでは、理事に田辺哲夫君を指名いたします。

拍手)

の委員長（藤井孝男君） 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても租税及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御

〔異議なし〕といませんか

う決定いたします。

○委員長(藤井孝男君) 次に、租税及び金融等に  
及ぼす影響を調査を議題とし、財政及び金融等の基本施

東について橋本大蔵大臣から所信を聴取いたしました。

○國務大臣（橋本龍太郎君）先般、再び大蔵大臣

三月五日

三月六日 辞任 山岡 賢次

第五部 大蔵委員会会議録第一号(その一)

卷之三





議会がございます。そこから名簿が出たという報道でございますが、本日その東総協の関係者から事実関係について事情を聴取いたしました。

その結果を申し上げますと被保険者の名簿は先生協議会の方に保存しているとおっしゃられましたが、協議会の方には持つておりませんで、各健康保険組合が当然のことながら被保険者名簿を持つております。その被保険者の名簿には収入、家族の状況が収載されておるわけでござりますが、公表しまして部屋はその皮袋(医者名簿)のう

ちの住所、それから氏名、これを抜き書きいたしました別のリストをついた、そしてそれを関係の候補者の方々にお届けをしたということでございまして、被保険者名簿そのものが提出をされた、いろんなプライバシーにかかわりますものが収載されております被保険者名簿そのものが提出をされたということではないようでございます。そうは言ひましても、氏名、住所などとは言ひ、

ましても、健保組合の本来の目的のほかに使用されるということは好ましいとは言えませんので、本日関係者を呼びまして厳重に注意をいたしております。今後とも被保険者のプライバシーに十分留意するよう注意をしていきたいというふうに思っております。

○村田誠醇君 問題は、住所と氏名だけを渡した  
からいいんだということじゃないと思うんです。  
二つあるんです。選挙に使うものでない住所  
と名簿がまず渡されたということです。それも社  
労の関係の議員にしか出してない。はつきり言え  
ば社会党的議員も入っているそうですよ、この新  
聞報道によれば。だから我々はいいというわけ  
じゃないんですよ。全議員に出したんじゃないん  
ですよ。特定の議員だけに渡している。厚生省が  
呼んで注意した、注意だけじゃ済まないんじやな  
いですか。もっとこれ以上の処分をするつもりは  
ないんですか。

ので、それ以外の目的のために使われるというこ  
とにつきましては大変適切さを欠いたことである  
というふうに思っております。

したかいまして 本日関係者を呼びまして 敬重に注意をいたしたわけでございまして、今後ともさらに、今後こういうことがないように厳しく指導してまいりたいというふうに思つております。○村田誠醉君 それじゃ聞きますけれども、厚生省から健康保険組合に對して「健康保険組合事業運営基準」について通告が出て、やはりまだやつてない。

の「基本的態度」として述べが出ていたのはすこぶるますよ。健康保険組合は、法律上の公法人としての特別な権能を与えられている、國の行う健康保険事業を代行しているんだと、こういうことを厚生省は認識しているわけでしょう、通達に書いているんですから。その公法人であり、國にかわって健康保険事業を行つている団体が、選舉のためで特定の人へこういふグラスになるようなことを平気

は半分のノルマが下限にかかるところを年々上昇して行つて、そしてそれに対しても注意だけです。よといふんであれば、はつきり言えば今度はすべての選挙のときあるいは総選挙の際にこのような名簿が使われても、関係者だけ呼んで厳重注意しましたで厚生省は済ませるんですか。

府が行います政府管掌の健康保険にかわりまして独立した公法人として健康保険事業を運営していくたゞく法人でありますて、健康保険法に基づきまして公法人でございますので、先生おっしゃるとおりでございますが、今回の事態はその健康保険組合が行つたということではございませんで、確かに健康保険組合が持っております被保険者の名簿を、業務を担当しております常務理事がその健康保険組合の事業以外のものに使つたということにつきましては大変まことに遺憾なことであるといふふうに思つておりますが、公法人たる健康保険組合がそういうことを行つたということではない

○村田誠醇君 何かおかしなこと言つてゐるんで  
すよね。

同じ通達の中に「執行機関」という項目がありまますでしよう。その中には「理事は、組合の執行機関であつて、合議により事務執行をすることが原則」と、そして公務の執行者でしょう、「公務の執行者としての責任を自覚して」行えと、こう書いてあるわけでしよう。個人がやりました、ただ平手でまごとに生まつて、そしやうござる。

それともう一つ、これは今最近のほとんどの健保組合が電算処理をしていますよね。これに対する基準も厚生省の方で通達で出しているはずですよ。そのときにはデータの保管だとか入出力された原票の処理だとか、業者に委託するときには秘密が漏えいしないようにということまできちんと書かれてあるでしょう。つまり責任者は十分のば

書いてあるでしょ、その管理責任者をするのが常務理事ですよとはつきり書いてあるわけですよ。

○説明員(東野章君) 確かに常務理事が健康保険組合の業務を行います場合の実質上の責任者であるということは、先生おっしゃるとおりでござります。しかしながら、健康保険組合におきましてもその常務理事が事業運営を行う場合に、事業運営基準にのつとつて行わなければならぬといふのは当然でございますし、その事業運営基準の中にも、被保険者の秘密の保持ということも私ども指導をいたしております。しかしながら、今回このような事態が生じたわけでございますが、その

「うふうに思つております。」  
○村田誠醸君 注意だけじやこれは済まないと思  
うんですよ。ただ、これでこの問題だけで押し問

答していいもしようかありません。ただ、一度と  
こういうことが起こらないように。それと同時に、  
この東京地区総合健康保険組合協議会に加盟し  
ている健保組合が全部名簿を出したんじゃなく  
て、このうちの幾つかが出したということですか  
ら、実態をきちんと把握して、それぞれの健保組  
合の名簿を手配しておきましょう。

の常務理事をきちっと呼んで、そして厚生省としての対応をすると同時に、二度とこういうことが起らぬよう、きちんとしないとこれは大変な問題が出て来る。まず、これだけをきちっとくぎを刺しておきます。

それと同時にもう一つ、老人医療保険の負担が大きくなつて、こういうことをせざるを得なくなつたんだということをこの協議会の会長は弁明してありますけれども、少しも、これの間違った

おりますけれども、それに「一で一つ聞きたいんだけれども、たしか六十年の四月だったと思いますが、健康保険組合の設立の基準を緩和する、千名から七百名に下げる、こういう方針を厚生省は出しておるわけですが、片一方で老人保健の医療費の負担がふえてきている、組合の赤字がふえてくる。しかし、片一方で設立基準を緩めてそしてどんどん設立させる。負担がたえられない部分まで出てくるんだろうと思うんですね。ですから、我々を考えるとするなら、基準を上げて老人保健の負担にたえられるような財政規模にするためには、千人じやなくして千五百人に認可基準を引き上げるというのが本則だと思うんですけども、それについてはどういうふうにお考えですか。

○説明員（眞野章君） 健康保険組合の規模につきましては、私ども政管健保というように非常に大きい保険者であるよりも、健康保険組合というような小規模の集団で細かな保険事業が行われるということが今後の健保制度の運営上望ましい

い、いわば健康保険組合ができるだけ多く設立をいたしまして、そういうきめ細かい保険事業が行われるようにならうにしたいというふうに考えておりまし

て、先生御指摘のとおり昭和六十年の四月に健康保険組合の設立に関する基準を緩和いたしておりました。しかし、その緩和をいたしましたのは今申します。しかし、その緩和をいたしましたのは今申し上げましたようにできるだけきめ細かな保険事業を健康保険組合に期待をしているからでござります。

続きまして、本題の厚生保険特別会計の方の審議に入らせていただきます。

ことから、いわば二つの目的をあわせてこうした措置を考えさせていただいたいと/orいとます。ですから、実は本院におきましても予算委員会等で御論議がございまして、これはそれでは繰り延べたものを正式に厚生保険特別会計に返したこ

ただ、この金をそのまま一般会計でどういうふうに措置をするかということでございますが、一方、国民健康保険につきましても種々改革の要がございまして、別途保険基盤の安定事業等に国庫負担を行う等の措置を講じております。こうしたことによりまして、老人保健の加入者按分率の一

ただ、七百人に引き下げまして、じや、七百人以上の企業は全部健保組合をつくらせるのかといふと、そういうことではございませんで、当然のことながら設立の認可に当たりましては被保険者の規模以外に標準報酬の状況がどういう状況であるかとか、その医療費の支出の状況がどういう状況であるかというのを勘案をいたしまして、十分健保組合として事業運営が成り立っていくかどうかの見きわめた上で認可を行つております。認め基準が緩いから非常に赤字になつてゐるとか、そういうことではないと思っておりまして、そういう健保組合が運用が円滑に行われるような状況にあれば認可をいたしているというところでございます。

ているわけでございまして、そういう意味でなければ、健保組合の拠出金がふえる、負担金がふえるということは論理的には当然のことでございまして。ですから、別途の法律的な措置をとらない限り負担がふえるのは当たり前でございまして、今回のような非常に不正常な形でその負担金を出す、まあ出すのかどうなのか、ちょっとよくわからぬ面もありますけれども、そういう点では法律を直して行うというのが本来のやり方ではないかと思ふんですけれども、その点についての御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 老人保健法の改正を行われるかどうかは、本来私がお答えをするべきことなのかどうか、厚生大臣がお答えになるべきことではなかろうかという感じもいたします。な

に、その措置が完了したとは私も思つておりませ  
ん。ただ、将来における返済見合い財源を厚生保  
険特別会計の中にお納めをして、将来お返しので  
きる財源を用意した上で一方の基盤安定化の措置  
にいわばその利益を使わせていただく、運用益を  
使わせていただくという方法を講じた、そう私は  
お答えを申し上げてまいりました。

○村田誠醉著 老人保健法の加入者按分率、これ  
が平成二年度から変わった、そうすると国保が老  
人保健法に基づいて拠出する金額は約一千二百億  
円減少する。それに伴つて国庫負担が約六百二十  
億ぐらい軽減される。その分だけ被用者保険、つ  
まり健康保険組合が負担することがふえるでしょう。  
だつたら、このお金はどうしてこちらのこん

○○%移行あるいは今回の御提案申し上げております国民健康保険の改革等を通じまして、老人保健制度の安定的な運営をやっていこう、加えてこの加入者按分率一〇〇%に移行することによりまして、出し手側の使用者保険側につきまして大変負担が激増するグレードもあるということをございますので、その激変緩和措置を講ずる、実際にやはり安定的な財源として今回お願いしております一兆五千億円の資金を創設いたしまして、その運用益を活用させていただく、こういうことでござります。

○村田誠謹君 この保険基盤安定事業、これはちょっと先の話ですけれども、二年度予算にも計上されておりますよ。新規の施策ではないんでしょ。うか。その点について。

ふえてくるといふのは厚生省も言つてゐるけれども、保組合、既存の人たちがたえられないからこういう名簿を使って何とかしてほしいということを言つてゐるわけですからね。そのことについてもきちんと指導していただくのと、もう一度繰り返しますけれども、これはあくまでも、国の行政で言えば社会保険事務所の所長が行つたような行為でございますので、その点についてだけ、厳しく関係者を呼んで、本来でしたら処分する、解雇されても文句が出ないくらいなこれは違反をやつたんだと私は思つてゐるわけで、それについては厳しくひとつ受けとめていただきたいということをございます。ただ、急に呼びましたので、まことにお忙しいところ申しわけありませんけれども、これで厚生省の方は結構でござります。

のあり方その他、最終的には御意見が出なかつた部分があつたのではないか、私はそんな記憶をいたしております。

そうした中において、法改正というところまで厚生省が踏み切れない中において、しかし今委嘱者が御指摘になりましたように、按分率の移行とともにものは既に既定方針として定められていたといふことから、恐らく私は老人保健制度に対する基盤安定化について、財政当局としての私どもに厚生省からの御相談があつたものと、そのように理解をいたしております。

その一方で、私どもいたしましては厚生年金保険における国庫負担繰り延べ措置をいたしておりましたものをできるだけ早くお返しをしなければならないという思いもございました。そうしなった

○政府委員 小村武君 委員御指摘のとおり、六十一年度老人保健法の改正で、平成二年度以降加入者按分率一〇〇%とするということでございます。その結果、国民健康保険については拠出金が大幅に緩和される。いわば老人加入率の高い国民健康保険グループがその分受益をするわけでござりますが、反面この拠出金につきまして国から約二分の一の国庫補助をいたしております。その反対的利益と申しますか、そういうたる関係で国庫負担も約半分は減少されます。さらに政管健保といふグループは拠出金のふえるグループでございますが、この拠出金につきましては、増加した分、その一六・四%は国庫負担の増加にならうというふうことで、差し引き五百九十九億余りの国庫としての財源の減が見込まれます。

金道筋をいたしまして、その運用益の活用につきましては、平成二年度から特別会計の歳入歳出をして、具体的に予算書上歳出が立てられるのは平成二年度からでございます。

○村田誠博君 それでは次に、これは十九条で「当分ノ間」ということが書いてあります、これはひとつ確認したいんですが、この事業そのものが「当分ノ間」だという意味ではなくて、この保健福祉事業を行う経理の部分が「当分ノ間」や、こういうふうに理解していくんですね。

○政府委員小村武君 「当分ノ間」ということでございますが、この事業につきまして、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、一つは年速やかに過去の繰り延べ分について返済する必要

わざ暫定的な措置であるという位置づけがなされ  
ようと思ひます。

ただ、どれだけの期間この措置を行ふかにつきましては、本制度の定着状況あるいは年金財政の状況等々にかんがみまして総合的に判断すべきものと思います。そういう意味で、この法律をもって「当分ノ間」の事業ということを位置づけたわけでございます。

したりあるいは別途の法律をつくつたらこの厚生保険特別会計に基づくところの経営基盤の安定

事業というものは廃止する。こういうことですか。  
○政府委員(小村武君) 将来老人保健法の制度の

見直しといふものかどうかでなされるかによると思います。基本的には、私ども現行制度のもとでござまつて、この制度をもつて付込いたして

いよいよおきましてもこの制度をもつて対処いたしかるべきことでありまして、将来いかなる措置が講じられるかと云ふところは将来の老人保健法の

改革の内容いかんであろうと思います。

計からこの会計に予算の限度をもつて繰り入れることができる、必要があれば繰り入れることがで

きると書いてあるんです。ということは、恒久的に一般会計から必要であればどんどんとこの会計

に入れられる、こういう制度が保証されていると  
いうことは、仮に年金勘定にこのお金を全部返し

たとしても、制度として入り口が残っている以上この行政施策は続けることができるということ

○政府委員(小村武君) 現行のこの法律におきま  
じやないんですか、違うんですか。

して、今回一兆五千億円のほか、必要があるときには資金の積み増しをすることができるという規

定を置いております。これは将来の年金の国庫負担の繰り延べの返済見合い財源を用いております

か、返済に当たっての十分な資金が確保できるか、あるいは老人保健のこの安定化の事業について、必要がありましたらまたその事業に対する資金の手当て等々も必要にならうかという

○村田誠醇君　念のためにあるんですか。不思議ですね。これで見る限り、明らかに恒久的な措置として、制度として残すということが前提条件に読めるんですがね。その辺は違うんですか。

○政府委員(小村武君)　厚生保険特別会計の附則にかような規定を置いているということは、これは当分の間の措置だという位置づけで附則で措置をしてているというところから見ましても、恒久的な措置ではございません。

○村田誠醇君　だから、繰り返し聞いているんですよ。「当分ノ間」というのは、この行政施策が当分の間行うということなのか、この行政施策をするに際して経理区分は当分の間この法律に基づく経理をしますよと言っているのか。この法律を読む限りは経理区分だけが当分の間行うと書いてあるように読めるんですがね。違うんですか。

○政府委員(小村武君)　特別会計法でございますので、経理的な観点から規定が置かれておりますが、本来この事業そのものが当分の間の事業であるということをございますので、その事業がなくなりますと当然この条項も、すべて附則で書かれた当分の間の措置も削除されるという関係になります。

したがいまして、あくまでも事業そのものの位置づけをどうするかということによりまして、将来この勘定のあり方等も検討されるべきものと考えております。

○村田誠醇君　そうすると、他の法律や制度でござ上がればこの法律は改正をしてこの特別会計の経理区分は廃止する、こういうふうに理解しているんですね。

○政府委員(小村武君)　先ほど来御説明申し上げておりますように、その改正の内容いかんどううと思います。この措置が必要ないといいうような改革が行われた場合には当然廃止されるであります。しかし、あるいはさらに続行すべきだといった場合に年金の繰り延べ措置に対する返済をどうす

るかとか、そういうたる観点からさうに論議がされ  
る性格のものであります、いずれにしても恒々  
措置として位置づけられるものではないというこ  
とでござります。

○村田誠醇君　法律的には何か恒久的な制度みたといふに書いてありますけれども、ほかの質問に移らさせていただきます。

さーいががまご  
まず、この施策は一兆五千億積んだ金の運用益を使う、運用益を充てる、こう書いてあるんです。

補正予算案を読んで見ますと、元年度に金額として計上されているのが四十四億、二年度の予算に組まれて、ますのが八百十億組ましておるんで

す。しかし、使用されるのは七百五十億というふうになつております。しかも、昨今の金利の引き

上げですから、二年度はもうちょっとこれより多くの運用益が出るはずです。それで、ここから質問です。老人保健法の医

療費の負担の割合は、今予算案では七百五十億と書いてありますが、この運用益の範囲内で予算措

置さえつければ使えるんですか。七百五十億を超えて予算措置をつければ使用可能だ、こういうことですか、その点聞きたい。

○政府委員(小村武君) 私ども、当面平成二年年度におきまして特別保健福祉事業に充てる金額といふことは、二〇二〇億円を予定しておる。

たしましては七百五十億円を予定しておりますが、歳出歳入両予算におきまして七百五十億円の

ております。平成元年度にこの資金造成をいたしました関係上、平成元年度の予算におきましては三月十二日、これはもう一つのカウドであります、

から三十一日までの期間の利息として四十四億円を予定しておりますが、これについては平成元年

度において歳出面での措置を講ずるということは予定しております。

て運用利息そのものが変動してまいります。その際、変動した場合には七百五十億円を上回る運用

収入がありますればこれは資金の充実に充てるといふことでありますて、一兆五千億の資金がさら

1

い利息等についての計上はされておりません。これは、利子がついて運用益が具体的にこの会計に入つて初めて使う、こういう前提で組んでいるんですか。

○政府委員(小村武君) 基本的には委員御指摘のとおりであります。これは一つの補助金でござりますから、その交付時期等々につきましてこれから具体的に検討をなさなくてはいけません。これが、運用益について実現がなされた段階において初めてその交付が可能になるというふうな関係に相なっております。

○村田誠蔵君 それと、さきに厚生保険特会から借りておった金を補正予算で返しました。今回また補正予算でこれを返した。前回返したときは年金勘定に全額返していながら、今回だけこういう措置をとった。これはもう一度伺いますか、何か特別な理由があつたなどということなんですか。

○政府委員(小村武君) 今回の予算編成におきまして二つの大きな要請がございました。

一つは、厚生年金の過去の繰り延べ分の返済財源を確保するということ、もう一つは老人保健につきまして平成2年から加入者按分率が一〇〇%になる、これに対する老人保健の基盤安定化の措置を講ずる必要がある。この二つの要請を実現するために、今回お願いいたしました法律の形になりました。年金勘定にそのまま返済をしたわけではありません。

厚生保険特別会計の業務勘定に返済見合い財源を確保いたしまして、その運用益を活用させていたただくということで、返済財源につきましては一步前進、財源を確保したということ、それから緊急の課題である老人保健に対して基盤安定化の措置を講じられた、こういうことでございます。

○村田誠蔵君 老人保健法に基づく医療費を被用者保険間で負担する、これはいいと思うのですね、ある意味においては。

費で負担を図る、こういうのが当たり前のと思うのですよ。つまり、自賠責保険にしても労災保険にしても医療費を払っている保険においては同じなわけです。

なぜこの被用者保険間だけで調整をするのですか。自賠責や労災保険は調整しないのですか。

○政府委員(小村武君) 今回の措置は、いわば一般的の健康保険あるいは国民健康保険も含めた職務外の原因による疾病に対する保険であります。一種の損害賠償保険であります自賠責あるいは労災保険、これは職務上の事故に対する保険であります。これは全額事業主負担の保険であります。こういった保険とは全く性格を異にするものであります。こうしたものを持めて、老人保健制度の費用について負担するということはなじまないんじゃないかと思います。

○村田誠蔵君 ただいま業務保険と言われましたね。しかし、自賠責保険、多分御存じだと思うんですね。しかし、自賠責保険は多額の黒字を計上しているじゃないですか。黒字を計上していなかったところとの調整ができないというのにはちょっとよくわからないんですけど、そういう検討はなさったことないですか。

○政府委員(小村武君) 自賠責の問題あるいは労災の事故についてその原因関係あるいは責任関係が明瞭でないときに健康保険で仮払いをするということは、これは十分あります。

しかし、そういうところが、原因関係が明らかになれば、各制度間におきまして求償権行使ができます。この勘定は、それぞれその役割というのがございまして、おのずからその役割の中で仕事をしていただく、特別の経理をし区分をして収支を明らかにすると、そういう使命を持つております。それぞれ独立した考え方にして、いわば独立した特別会計と考えていただいて結構だと思いまして。この勘定は、それぞれその役割というのを明確に定めると、そういう目的でございまして、おのずからその役割の中で仕事をしていただく、特別の経理をし区分をして収支を明らかにすると、そういう使命を持つております。

○村田誠蔵君 それでお聞きしたいんですけども、厚生保険特別会計、会計のその目的を被用者に対する療養の給付、要するに保険勘定、年金給付、年金勘定、それから被用者年金制度の費用負担の調整に関するやり方で調整勘定、児童手当法に基づく児童手当勘定、明確に制度の違うところ、特別保険福祉事業というものを新たに創設をさせていただいた。その際、業務勘定で資金の創設が可能であるということでお業務勘定に置かせて

故、これは間違いなく健康保険から、もしくは被用者保険から支払われるはずですよ、自賠責じゃないですよ、これは不法行為を行つて、バイクで自損事故を起こして、その費用はだれが負担するか、健康保険で負担しているんじゃないですか。調整されて当たり前のはずだと思いますよ。それからもう一つ、死傷病だけにこの保険が使われるといいますけれども、業務災害で第三者行為によっても健康保険でも求償できるはずですよ。したがつて、第三者の不法行為についても一たん支払うというシステムにはなつているはずですよ。だから、保険同士で調整できるんじゃないですか。しかも自賠責や労災保険は多額の黒字を計上しているじゃないですか。黒字を計上していなかったところとの調整ができないというのにはちょっとよくわからないんですけど、そういう検討はなさったことないですか。

○政府委員(小村武君) 制度はおのずからそれぞれ役割がござります。それは先生御指摘のとおりであります。これはもう先生御指摘のとおりであります。それと、実態的にこの医療費をだれが負担するかという保険制度の間のおののの役割というのは違つておりますから、最終的な負担は先ほど来申し上げたとおりであります。したがいまして、そうした性格の保険と一般の健康保険との間の財政調整というのではなくないということです。

○村田誠蔵君 それではお聞きしたいんですけども、厚生保険特別会計、会計のその目的を被用者に対する療養の給付、要するに保険勘定、年金給付、年金勘定、それから被用者年金制度の費用負担の調整に関するやり方で調整勘定、児童手当法に基づく児童手当勘定、明確に制度の違うところ、特別保険福祉事業というものを新たに創設をさせていただいた。その際、業務勘定で資金の創設が可能であるということでお業務勘定に置かせて

いたきました。その歳出歳入につきましては業務勘定に計上いたしまして国会の御審議をお願いしていると、こういう関係でございまして、必ずしも新たな勘定が必要がない、さらに他のものと混同するというおそれもないということで、法制局等とも相談いたしましてこのような措置を講じさせていただいたという次第であります。

○村田誠蔵君 それでは時間もありませんので、次の質問に移らせていただきますが、国がこれから返さなければいけない、俗な言葉で言う隠れ借金、その中に政管健保の国庫補助の繰り入れの特例で約四千六百億残っていますね。保険財政を安定化させるのであればこっちの金を先に返すということが当たり前だと思うんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(小村武君) 御指摘の政管健保に対する繰り入れの特例措置というものが存在いたします。これが約四千六百三十九億円でござりますが、このものに充てるか、あるいは年金の返済財源に充てるかということでございますが、私どもとしては、年金は長期財政設計に基づいて今財政の設計がされています。片方の政管健保につきましては、いわば短期保険でありまして、これは将来この保険財政が非常に困難になった時点、あるいはそういう場合に財政的な措置を講ずれば間に合うのではないかということで、今回この返済の財源の確保措置の対象にはいたさなかつたということです。

○村田誠蔵君 この質問に入る前に、いろいろ大蔵省の方にお願いをいたしまして隠れ借金なるものの一覧をいただきました。紙を二回にわたりましていただきまして、そのうち二枚目が来たときに、前回と違いまして政管健保の棚上げ債務として一兆四千五百五十六億というのが提示されてまいりました。今までこんな数字が出てこなかったんですか、一体大蔵省が言っているところの、俗な言葉で言う隠れ借金とはどういう定義に基づいたものが隠れ借金なのか、きちんとしていただけます。

資料の中に突然一兆四千億余りの借金がござりますなんというのが出てきたんでは審議がなかなか難しい点が出てまいります。一休隠れ借金とはどういう点を指して言っているのか、きちんと説明をいただきたい。

○政府委員(小村武君) 御指摘の点は、恐らく元年度予算関係で予算委員会に提出した際、五十七年度以降の各年度で行つた特例的歳出削減措置、これに政管健保のかつての棚上げ債務等が入つてないんじゃないかという御指摘だろうと思います。

前回御提出いたしましたときには、財政再建の途上、いろんな知恵あるいは中長期的な視点から国庫負担の平準化等を図つた、こういった創意工夫を出されたもの等々があるではないか。その措置についての御要求でありますと、そうしたものになつたと存じます。

政管健保の棚上げ債務については、御承知のように昭和四十八年度改正のときに棚上げをしたものでござります。今回委員にお示しした資料の中に入っているのはどういう関係かと申しますと、先般、財政制度審議会で今後の財政のあり方等について種々御論議をいたいたときに、政管健保のかつての棚上げ債務につきましても、その性格等から見て、将来この返済問題について真剣に考へるという御指摘をいたいたものですから、その額をさらに追加して私どもとして整理したという関係でござります。

○村田誠蔵君 私が聞いているのは、隠れ借金とはどういう基準、例えば法律なら法律のどこに基づいて、こういう意味だからこの計上されている分があるんですよ、一番、二番、三番とわざわざ違つて番号を振つてあるのは何か別の意味があるんじゃないんでですか、法律上の区分があるから振つてあるんじゃないですかと、こういうことを聞いているんです。

○政府委員(小村武君) 御指摘のように特例的歳出削減措置といふのは種々ございます。私ども隠れ借金という定義そのものをかくかくしかじかと

いうものは持ち合わせておりません。ただ、これまで講じてまいりました、まあ隠れ公債と申しますか、それに類するものとしては、委員御指摘のように、例えば国民年金の国庫負担の平準化措置のように、中長期的な観点から制度、施策がバランスのとれたものに、国庫負担の安定化を図ろうと、いうような措置、あるいはそのときどきの運営に支障を生じない範囲でやむを得ざるものとしてとられた措置等々がござります。その性格は、これは区々でありますと、一概に特定の概念を持ちまして定義できるものではないかと存じます。

ただ、平成元年度補正予算におきましては、平成二年度から特例公債の依存体質脱却を目前に控えているということで、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的歳出削減措置について、それぞれの制度、施策をめぐる状況やこれまでの考え方を踏まえまして、返済や返済財源の確保等を図つたということです。

個々のものにつきまして必要ありましたらまた御答弁申し上げますが、すべてその性格がそれぞれ異なつてているというところで、一概にこれを一つの概念で統一をし、それを合計して幾らといふふうに整理するには必ずしもなじまないんではないかというふうに考えております。

○村田誠蔵君 そうすると、私一年生議員でござりますので極めてわかりづらいのですが、ここに出てくる隠れ借金と俗に呼ばれるものは、一体この予算書のどこを見たらそういう金額がきちんと出てくるものなんですか。皆さんさっぱらひつくり返して見たんですけど、こういう項目で載つてないもんですからわからないんですけど、一体どこら辺を見たらいいのか、ちょっと教えていただけませんか。

したがつて、こういうことで考えれば、平成二年特例国債を出さないといつたって、先送りして、この部分があるから出さなくて済むんであって、これを出すことになれば特例国債を出さざるを得なくなる。そういう意味ではまだ赤字

年度特例国債を出さないといつたって、先送りして、この部分があるから出さなくて済むんであって、これを出すことになれば特例国債を出さざるを得なくなる。そういう意味ではまだ赤字ですが、それについての御見解を。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

今までいろいろな場所で私が御答弁を申し上げてまいりましたときに

も赤字公債依存体質脱却というその目標は達成したけれども、あるいはするけれども、なお隠れ

いわば国民年金の国庫負担が、当初無拠出の国庫負担だけの福祉年金がその大宗を占めていたということで、初めのころに大変な国庫負担が生じてくる、それを平準化していくこうということで講じられた措置であります。したがいまして、法律にその具体的な平準化の額等が明示をされておりまして、予算書上は毎年国民年金国庫負担として必要な額を、その法律に基づいた額を計上するといふことに相なっております。

その他、「地方財政対策の改革による交付税特会借入金」とございますが、これは地方財政改革がとられました年に交付税特別会計の借入金を一般会計で肩がわりをした、これは国債整理基金におきましてその債務を承継いたしまして、年々それはまだ元本の返済は始まっておりませんが、支払い利息が予算書上出てくるという関係でござります。

○村田誠蔵君 大蔵大臣にお聞きしたいんですが、その後年度の処理方法が法律で決められている借金、これは概算ですけれども約八兆三千億ぐらいある。これを極端な言い方をしますと、本来払うべき年度に払つていればこんなのは出でこないわけですから、払えなかつたということは、逆の言い方からすれば、特例国債をその分出さなかつた、こうしたことですね。支出はあるにもかかわらず歳入がなかつたから払えなかつた。ということは、まだこれだけの分赤字財政であるということなんです。

○村田誠蔵君 そうですね。支出しはあるにもかかわらず歳入がなかつたから払えなかつた。ということは、まだこれだけの分赤字財政であるということなんです。

したがつて、こういうことで考えれば、平成二年特例国債を出さないといつたって、先送りして、この部分があるから出さなくて済むんであって、これを出すことになれば特例国債を出さざるを得なくなる。そういう意味ではまだ赤字ですが、それについての御見解を。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

今までいろいろな場

公債あるいは隠れ借金と言われるものが多々あります。こういうものを返済していかなければなりません。そのほかに国鉄清算事業団の長期債務、これが資産処分等が終わりました後に国民負担として処理しなければならなくなるものもございました。こういうものを全部返済をし切らなければなりません。委員が御指摘になるその視点は、私はそのとおりだと思います。

○村田誠醇君 それでは、ちょっと二、三別の質問をさせていただきます。

これも大蔵大臣にお聞きしたいのですが、昨年の暮れに平成二年度予算を編成なさつたとき、本院でも繰り返し大臣は言われておりましたし、総理の答弁にも自然増収がこれだけ上がってきてているのは三高二安だと大臣は言つておられます。土地高、株高、円高だと。しかし、その十二月の時点よりも現在時点でいえば、これは逆の振れ方をしている。土地はちょっと上がっていきますけれども、債券を含めてのトリプル安だと。それと同時に原油高であり、金利高になつてきました。こういう前提条件がかなり食い違つてきていています。

告を願いたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点でありますけれども、アメリカ側が比較的消極的であり、その中で共同声明に踏み切ったということはそのおりでございます。これは、大蔵委員会でありますので、多少の説明をお許しいただきたいと存じますが、この問題についての共同声明の発出についての方から提起をいたしましたとき、アメリカ側の反応は二点ありました。

一つは、先般来ブレイディ・アメリカ財務長官自身がG7各国の大蔵大臣と次々に協議を進めておられます。そうした中で、各国それぞれにアメリカとの間に問題をお持ちであり、そのうちの幾つかの国々とは相当深い議論もされたようありますが、そうした場合においても御要望があつておられます。そうした上で、各国それぞれにアメリカとの間に問題をお持ちであり、そのうちの幾つかの国々とは相当深い議論もされたようですが、そうした場合にはアメリカとして踏み切らなければならぬとの間に共同声明を出すということがG7各国の中の協調体制を考える上で得策かどうか、これがアーティカ側の反応の第一点であります。

もう一点は、これは私もちよつと説明に大変苦慮いたしましたけれども、ブレイディ財務長官自身がブラックマンデーの後の市場の処理の責任者を務められたということでありまして、ブレイディ長官のいろんなお考えのベースには、ブラックマンデーのときの対応というものが非常に強く残っておられました。そうしますと、ブラックマンデーのときは非常に大きな株式相場の下落に対して、為替の変動はほとんどなかった。そして、証券市場にあつた資金は、そのままシフトして債券市場に動いた。ですから、債券市場は非常に好転をした。それだけにトリプル安という原因がどうしても自分に理解できない。自分のなかなか理解できない中での為替市場について、為替の相場について日本との間に共同声明を出すということについてなかなか踏み切れない。これも一つのブレイディ長官が逡巡された原因であります。

こうした点も議論の上でこの共同声明に踏み切ったということでありまして、これは受け取ら

れる方によってその重みがどうとられるかは別として、アメリカ側とすれば非常に異例の対応をしたことであることであります。

そして、同時にその中で双方の論議として一致いたしましたことは、少なくともやはり両国経済のファンダメンタルズというものを反映した相場であつてほしい。これは具体的な為替水準について私どもが云々することは避けなければならないことでありますけれども、それが投機的な思惑等で振り回されるという状態は決して好ましいものではない。そして、そういう意味での為替市場の一層の安定を図るということについて両国の間の見解は間違いなく一致をしたと私は考えております。

そして、共同介入が積極的に行われるかどうかその当事者の判断によつて市場に対応すべきことになりますから、私はそう考えております。これは避けるべきであろうと思ひますけれども、日米両国間における協調体制とその枠組みというものは崩れていかない、私はそう考えております。

○和田教美君 もつとその問題を議論したいのですが、時間がごく限られておりますので本題の厚生保険特別会計法の一部改正案について、二、三問題点をお聞きしたいと思います。

この一部改正案の骨子は、平成元年度補正予算案で厚生保険特別会計の業務勘定に一般会計から一兆五千億円を繰り入れる。そして、これを特別保健福祉事業資金として設置をして、この資金の運用益で負担が増大する健康保険組合などのいわゆる被用者保険への助成を行う。そしてまた、この一兆五千億円というのは同時に厚生年金国庫負担繰り延べ分の返済がこれで完了したということは見合るものだと、こういう趣旨だと思います。

大蔵大臣は先ほどの答弁で、この年金国庫負担繰り延べ分の返済がこれで完了したということは言わない、しかしそのための返済資金を用意したというふうにおっしゃつたわけでござりますけれども、なぜこういう、この資金というふうなもの

が、少くともやはり両国経済のファンダメンタルズというものを反映した相場であつてほしい。これは具体的な為替水準について私の方から提起をいたしましたとき、アメリカ側の反応は二点ありました。

一つは、先般来ブレイディ・アメリカ財務長官自身がG7各国の大蔵大臣と次々に協議を進めておられます。そうした中で、各国それぞれにアメリカとの間に問題をお持ちであり、そのうちの幾つかの国々とは相当深い議論もされたようですが、そうした場合にはアメリカとして踏み切らなければならぬとの間に共同声明を出すということがG7各国の中の協調体制を考える上で得策かどうか、これがアーティカ側の反応の第一点であります。

もう一点は、これは私もちよつと説明に大変苦慮いたしましたけれども、ブレイディ財務長官自身がブラックマンデーの後の市場の処理の責任者を務められたということでありまして、ブレイディ長官のいろんなお考えのベースには、ブラックマンデーのときの対応というものが非常に強く残っておられました。そうしますと、ブラックマンデーのときは非常に大きな株式相場の下落に対して、為替の変動はほとんどなかった。そして、証券市場にあつた資金は、そのままシフトして債券市場に動いた。ですから、債券市場は非常に好転をした。それだけにトリプル安という原因がどうであった点も議論の上でこの共同声明に踏み切ったということでありまして、これは受け取ら

れる方によってその重みがどうとられるかは別として、アメリカ側とすれば非常に異例の対応をしたことであることであります。

そして、同時にその中で双方の論議として一致いたしましたことは、少なくともやはり両国経済のファンダメンタルズというものを反映した相場であつてほしい。これは具体的な為替水準について私どもが云々することは避けなければならないことでありますけれども、それが投機的な思惑等で振り回されるという状態は決して好ましいものではない。そして、そういう意味での為替市場の一層の安定を図るということについて両国の間の見解は間違いなく一致をしたと私は考えております。

そして、共同介入が積極的に行われるかどうかその当事者の判断によつて市場に対応すべきことになりますから、私はそう考えております。これは避けるべきであろうと思ひますけれども、日米両国間における協調体制とその枠組みというものは崩れていかない、私はそう考えております。

○和田教美君 もつとその問題を議論したいのですが、時間がごく限られておりますので本題の厚生保険特別会計法の一部改正案について、二、三問題点をお聞きしたいと思います。

この一部改正案の骨子は、平成元年度補正予算案で厚生保険特別会計の業務勘定に一般会計から一兆五千億円を繰り入れる。そして、これを特別保健福祉事業資金として設置をして、この資金の運用益で負担が増大する健康保険組合などのいわゆる被用者保険への助成を行う。そしてまた、この一兆五千億円というのは同時に厚生年金国庫負担繰り延べ分の返済がこれで完了したということは見合るものだと、こういう趣旨だと思います。

大蔵大臣は先ほどの答弁で、この年金国庫負担繰り延べ分の返済がこれで完了したということは言わない、しかしそのための返済資金を用意したというふうにおっしゃつたわけでござります。

○和田教美君 厚生省の方はいらっしゃいますか。

○政府委員(岡光序治君) まさに当面の措置としてこの措置をお願いをしておるわけでございます。

特に、制度の長期的安定を図るために、医療費のむだを排して効率的な医療の提供を図ることで講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置について、返済やあるいは返済見合い財源の確保など、できるだけ財政体質の改善を図る必要を私は持つております。

一つは、元年度補正予算において、二年度の特例公債依存体質脱却といつものを目前に控えておりますところから、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置については二つの問題がございました。

一つは、元年度補正予算において、二年度の特例公債依存体質脱却といつものを目前に控えておりますところから、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置については二つの問題がございました。

一方では、厚生省の方で老人保健審議会に老人保健のあり方にについて御論議をお願いしておられたわけですが、年末になりましてから老人保健の基盤安定化の財政基盤を整備することが必要だという御意見とともに、例えは一部負担の問題その他の問題が後に全部譲られてしまい、その中で我々は平成二年度の予算編成に対応する局を迎えた。そして一方においては返済という目標を抱え、一方においては老人保健の基盤安定化のための財政基盤の確保という目標を抱え、この二つの政策接点のぎりぎりの選択の中からこういうふうに私は考えております。

○和田教美君 そうすると、この老人保健福祉事業というのが終了したと、これは大蔵省に聞きました

と、一般会計から年金勘定にすつと返済すれば一番国民にはわかりやすいわけなんですか。なぜこういうやさしい回りくどいや方をするのかというのが素人にはどうしてもわからないと思います。それで、ひとつその点の御説明を願うでございますか。

○政府委員(岡光序治君) まさに当面の措置としてこの措置をお願いをしておるわけでございます。

特に、制度の長期的安定を図るために、医療費のむだを排して効率的な医療の提供を図ることで講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置について、返済やあるいは返済見合い財源の確保など、できるだけ財政体質の改善を図る必要を私は持つております。

一つは、元年度補正予算において、二年度の特例公債依存体質脱却といつものを目前に控えておりますところから、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置については二つの問題がございました。

一つは、元年度補正予算において、二年度の特例公債依存体質脱却といつものを目前に控えておりますところから、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置については二つの問題がございました。

一方では、厚生省の方で老人保健審議会に老人保健のあり方にについて御論議をお願いしておられたわけですが、年末になりましてから老人保健の基盤安定化の財政基盤を整備することが必要だという御意見とともに、例えは一部負担の問題その他の問題が後に全部譲られてしまい、その中で我々は平成二年度の予算編成に対応する局を迎えた。そして一方においては返済という目標を抱え、一方においては老人保健の基盤安定化のための財政基盤の確保という目標を抱え、この二つの政策接点のぎりぎりの選択の中からこういうふうに私は考えております。

○和田教美君 そうすると、この老人保健福祉事業というのが終了したと、これは大蔵省に聞きましたが、先ほど大臣からもお話をありましたように、私たちも老人保健制度のあり方ににつきまして老人保健審議会で一年半ほどにわたりましてずっと御検討をお願いしていくわけでございます。

特に、制度の長期的安定を図るために、医療費のむだを排して効率的な医療の提供を図ることで講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置については二つの問題がございました。

一つは、元年度補正予算において、二年度の特例公債依存体質脱却といつものを目前に控えておりますところから、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置については二つの問題がございました。

一方では、厚生省の方で老人保健審議会に老人保健のあり方にについて御論議をお願いしておられたわけですが、年末になりましてから老人保健の基盤安定化の財政基盤を整備することが必要だという御意見とともに、例えは一部負担の問題その他の問題が後に全部譲られてしまい、その中で我々は平成二年度の予算編成に対応する局を迎えた。そして一方においては返済という目標を抱え、一方においては老人保健の基盤安定化のための財政基盤の確保という目標を抱え、この二つの政策接点のぎりぎりの選択の中からこういうふうに私は考えております。

それというのも、厚生保険特会の年金勘定には現在七十兆円ぐらいの資金を抱えておって、さしあたり返済が急務ではないという解釈も成り立つかもしませんので、この資金の運用益をもつて新たな事業を行つ財源に使うということもあり得るんではないかというふうな見方があるわけですが、この点はいかがですか。

す。す。す。  
ます制度は、一兆五千億円の資金に対する運用益を老人保健の基盤安定化事業に使わしていくいただくということでありまして、仮にその使命が終わりますれば、年金財政から速やかな繰り延べ措置に 対する返済措置の要求がござりますので、業務勘定から年金勘定への繰り入れというような形をとらしていただきたいのが現行の制度でございます。  
委員御指摘のように、将来どういう財政事情が生ずるかというようなことでございますが、それは現行の御提案申し上げている制度はそういうことを想定していないことでございます。  
○和田教美君 時間が参りましたので二点ばかり質問いたしますからお答え願いたい。  
一つは、今審議して、も寺町保謹止事業費金

のほかに今度の補正予算案では芸術文化振興基金、農山漁村振興基金、地域産業活性化基金など六つの基金が創設されることになつております。中には自民党的な選挙対策だなんて言う人もあるわけですが、いずれにしても最近資金だとか基金

「……という名の新設がどうも目に付くようになつて、資金と基金とは一体どういうふうに違うのか。それから、これは大蔵省に聞きたいんですけどね。でも、最近の資金、基金の設置といふものは傾向としてあるのかどうか、それと、国の資金、基金は全部どのぐらいあるのか。これをひとつ御報告を願いたい。」

それから、御指摘の基金、資金の乱立は望ましくないということはもう御指摘のとおりであります。そして、今私ども御提案申し上げている基金、資金につきましては、その目的あるいは効率的な使用の観点から必要であるということで御提案申し上げておりますが、行政改革の観点からいたずらに基金、資金の乱立は望ましくないというのは一般論としては御指摘のとおりだと思います。

それから、基金、資金の数でございますが、資金につきましては、これは国の制度でございますので法律をもって定められておりまして、これは十

設に当たってはスクラップ・アンド・ビルトの原則を厳守するようなどいうふうに言つております。これはやっぱり資金 基金についてもある程度そういう考え方が必要ではないかというふうに思うわけでございまして、とりあえず金が余ったから、金の使い道がないから、残しておくと野党から減税だとかなんとかと騒がれるから、とにかく資金にぶち込んでおけというふうな考え方があるのではないか、その辺のところはどうかということをお聞きして私の質問を終わります。

○政府委員(小村武君) まず第一点の基金と資金の違いでございますが、基金とは特殊法人、地方公共団体、公益法人が特定の目的、用途に充てるためにその法人の一般の現金と区分して保有し、運用される金錢でございます。これに対して資金とは、国が特定の目的、用途に充てるために一会计年度に消費し尽くすことを予定せず、一定の現金を保有するというものでございまして、資金につきましては財政法第四十四条で「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。」というふうになつております。

基金については、必ずしも法律上の根拠を必要とするわけではございませんが、基金の設置については国がいろんな形で助成する場合がございます。例えば特殊法人に対する出資という形になります。例えれば、予算をもつて国会の議決を経ると同時に、出資に対する一定の法律をもつて規制をするという関係になつております。

を質問いたします。  
まず第一は、一応特例公債発行ゼロにこぎつけた今日、隠れ借金の一部であるこの厚生年金国庫負担金繰り延べ分ですね、この返済は直ちに行うべきではなかつたのか。一応厚生保険特会に繰り入れたといいましても、業務勘定に繰り入れて資金として運用するのでは、年金勘定としましては事実上形を変えた新たな繰り延べじゃないか、こういう批判にはどうこたえますか。

○政府委員（小村武君）　御質問の趣旨は、その運営益を新たに借用するという形ではないかという

三個ござります。いわゆる資金的資金と申し上げまして、現在御提案を申し上げている資金等はその資金の運用益を活用するものでございますが、そのほかに例えば為替の管理資金のような日々売買をするために必要な資金とかいろんな目的等がございまして、合計十二個ござります。

それから、基金につきましては、これはその設置形態は種々でございまして、特殊法人に対する出資という形態をとりまして、それに出資金の運用の一方法として基金を創設するというものがございます。これは今国会でも幾つかのものについて法律でお願いをしておるところであります。

そのほか地方公共団体の設置する基金というのがござります。公共団体自身が持っているものでございますが、これに対する国との関係では補助という格好で出て来るのがございます。そのほか民法公益法人に対する資金造成補助というものがございまして、実はこの数え方というのは非常に一定の前提を置いて割り切って考えなきやいかぬと思うんですが、例えば今御提案を申し上げて、補正予算をお願いしております地域環境基金のようなものは、各都道府県に設置をされるとか、各地方公共団体に設置をされる、それをどう勘定していくかということによりますが、そういうのも一つとして勘定いたしますと、大体私ども今概算で計算いたしましたと、七十ちょっと数があるのではないかというふうに考えております。

○近藤忠孝君 法案に関して若干の基本的な問題

審議をお願いを申し上げております。  
○近藤忠孝君 私はこれ承認すべきでないと思うので反対をしますけれども、そのときどきの勝手都合であつちへやつたりこっちへやつたりするんじやなくて、元来これは一般会計でやつぱりるべき筋のものだと思います。

次の問題は、そもそも問題のもとをつくった老入保健制度の加入者按分率一〇〇%移行の問題は、突き詰めてみると国庫負担の削減をねらった措置じゃないかと思うんですね。これは老人保健法の改正前の昭和六十一年度段階で按分率は四

○近藤忠幸君 しかし、實際はどう見てもそうなんですね。それから次の問題は、今、和田委員も触れましたけれども、元来、加入者按分率一〇〇%移行に伴う各被用者保険の負担増加の緩和措置は一般会計で見るべきものだと思うんです。現に橋本大蔵大臣も予算の大藏原案内示直前の段階では、一般会計から国庫負担六百億出すという案を厚生大臣に示しましたよね。ところが、途中で変わって、一般会計はわずかに百五十億、大部分が、今問題になっている七百五十億はこの運用益といふことは、この一兆五千億円をこういう流用するやり方というのは財政の私物化につながっていくんじゃないのかと思うんです。

國が助成を要するものの費用は、本来一般会計から支出すべき当然の予算費目ですね。どうして一般費目でやらなかつたんですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点は、財政の私物化という御批判でありますけれども、私物でない証明に本院の御審議を得ております。また、予算編成の過程におきましてはさまであるお互いの意見の交わし合いはあるわけでありまして、あくまでも引き上りました予算をもって国会に御

四・七%、これを今回一〇〇%にしますと、トータルで三千二百八十三億円の国庫負担削減になります。九〇%を一〇〇%にするだけでも約六百四十六億円の国庫負担の削減になる。まさに問題の根本は、国庫負担を減らすための措置が生み出した各被用者保険の負担増加を国が一般会計で助成しないで、元来返すべきものを返さないでこの助成のために流用するという、結局これ国の責任逃れを意味するんじゃないか、こういう批判にはどう答えますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 端的にお答えを申し上げるなら、責任逃れはいたしておりません。

○近藤忠孝君 隨分短い答弁ですけれども、そういう批判があるということをひとつしかと胸に置いていただきたいと思います。

各被用者保険のうち、組合健保、共済組合の負担増加は合わせて八百十一億、これに対する助成額は六百九億円で、約七五%になります。これに在宅ケアの推進などに対する助成も合わせますと六百五十九億円、約八一%助成することになるんです。他方、政管健保の負担増加は四百五十一億円、これに対する助成額は七十五億円、こつちは一七%です。片方は八一%、片方は一七%。どうしてこういう助成額のアンバランスが出たのか。これ余り簡単だとわからないから、わかるように説明してください。

○委員長(藤井孝男君) 小村次長、簡潔明瞭にお答えください。

○政府委員(小村武君) 今回の助成の内容でございますが、一つは、各被用者保険の持ち出し額について老人保健につきまして介護的な色彩が強いということで一律に分配する部分が一つございまして、やつております。その結果、現在の老人保健への拠出金はいわば標準報酬所得等を勘案して出すものではございませんで、加入者の頭割りで出している、そういうふたところを是正するために老

人保健への拠出金の財源率、これは所得を反映した、所得と標準報酬と拠出金との関係でござりますが、財源率が被用者保険の最も基本的な制度である政管健保を超えるものについて重点的に補助をするという形をとらせていただいた結果、このような結果になつたということをございます。

○近藤忠孝君 財政能力その他ということありますけれども、ただ、政管健保は老人保健への拠出金増加に伴つて保険料を現行八・三%から八・四%に上げるんです。これによる国民の負担増加は約五百億円に上る。要するに、これだけの保険料負担を新たに強いている政管健保に対してわずか一七%の助成にとどめている、これは一体どういうわけなのか。これをわかるように説明してください。

○政府委員(小村武君) 健康保険組合の中にも負担の激増するものがございまして、もちろん財政力の豊かなところに対しても補助をいたさない傾斜配分のところの対象にはならない。しかしながら、例えば、子供さんが多くて所得が比較的低いグループ、このグループにつきましては拠出金の多が多くなつてくるということに対して政管健保よりもさらに影響が大きいということで、標準報酬等を勘案した傾斜配分の部分も設けたという次第でござります。

○近藤忠孝君 その点、五百億もの新たな負担増をいわば強いる。それに對して、その政管健保に対してもわざか一七%という、これはどう見ても、また他のつり合い等を見ましても納得できないんですけど、これを説明してください。

(委員長退席、理事樋原清君着席)

○政府委員(小村武君) 先ほど来申し上げておりましたように、被用者保険の最も基本的な制度である政管健保よりもさらに負担の激増をする、あるいは所得を勘案して負担の増加が大きいという保険者に対しても助成をしようというものの、その結果でございまして、いわば政管健保は昨今大変調整に推移をしていくということも反面言えるのと同じ時に、政管健保につきましては、基本的にはその

人保健への拠出金の財源率、これは所得を反映しているというような関係も勘案していただきたい、所得と標準報酬と拠出金との関係でございます。

○近藤忠孝君 時間が来ましたので質問はやめますけれども、突き詰めて言いますと、結局はこれで国庫負担を減らすための措置と見ざるを得ない、詳しく述べんけれども、だから、基本的にはやはり国庫負担の抜本的な増額が必要であります。

○古川太三郎君

これは資金といえれば、その目的によつてその資金需要が多くなつた場合にこの一兆五千億で足りるんですか、それともその足らない部分についてはまた一般予算からそれを要求なさるおつもりですか。そのあたりはいかがですか。

○政府委員(岡光序治君) 予算要求というお話をございますので私からお答えをさせていただきます。まだ一般予算からそれを要求なさるおつもりですか。そのあたりはいかがですか。そこで、その予算を申し上げて、質問を終わります。

○古川太三郎君

これは資金といえれば、その目的によつてその資金需要が多くなつた場合にこの一兆五千億で足りるんですか、それともその足らない部分についてはまた一般予算からそれを要求なさるおつもりですか。そのあたりはいかがですか。

○政府委員(小村武君) 御指摘のように、毎年度予算をもつて補助を出すというのも一つの方法と

して考えられると思います。ただ、今回厚生年金に対する返済財源の確保と同時に、将来にわたつて老人保健の基盤安定化事業についてある程度の見通せる安定的な財源措置というものが関係方面から強い要望がなされた。この二つの御要請にこたえるためにこのような措置をとらさせていただきたい

たということをございます。

○古川太三郎君

七百五十億という補正予算を組んでいいこと

と。それが資金というような性格とよく合致する

わけなんですねけれども、基金なら別ですけれども、

国が借金をしている、それをそのままにして、

おなかにきやならぬ、そしてその返済にも

なつていないので、そういうことについて一般の人は非常

に疑問に思つてますけれども、そのあたりをいま少し聞かしていただけませんか。

○政府委員(小村武君) 御疑惑は、厚生保険特別

会計の年金勘定に本来帰属する運用益を別途老人

保健基盤安定事業に流用してしまつてはいか

ないかと思うんですが、今回お

願いしておりますのは、そういうことをしている

満たすためにぎりぎりの接点としてかような制度を創設をして御審議をお願いしているということにございます。

○古川太三郎君

そのお話はもう前から何回も聞

いてよくわかつておるのですが、とにかく補正予

算でそれを組まなければならぬということにつ

いてのお伺いをしているわけなので、本来ならば

七百五十億で足るのだといふことは、私はわざわざ基金をつくる必要はない、こう見るの

ですけれども、その点について明確にお答えを願

いたいのです。財政法を一たん曲げてしまふと非

常に危ないことになるということが基本である。

よろしくお願ひします。

わけではございません。厚生年金に対する繰り延べ措置の返済に当たっては運用利息も含めて将来お返しをする。今回資金造成をいたしましたのは、一兆五千億というほど厚生年金の返済財源に見合う額でございますが、その運用益を活用する。厚生年金の返済額は一兆五千億円よりも少ない、予算ベースで約一兆三千億余りでございますが、やや余裕を持って組んでおることと、それから将来の返済に当たっては、その年金の運用益については、その分はお返しをするという形になつております。

○三治重信君 時間がないそうですから一点だけにしておきます。

この保険特別会計で一兆五千億を返したやつを、いえ流用ですわね。しかし、こういうことは本当に予算がないときならそれは非常に合理的で

もつともらしくわかるのですが、

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

今までのずっと同僚の質問と同じように、これだけ補正予算で大盤振る舞いして財源が十分あるのに、老人保健法の関係だけこういうふうな非常な財源の二重利用といふような考え方がある間に間違っていると思うんですね。

殊にこの一点だけを言いたいんですが、いかに悪いかは別として、消費税という将来福祉財源を

使うというふうにまで言つてゐるやつに、福祉財

源として最もいいやつじゃないか、それをわざわざこんなことをしてはかのところへは一般財源を

使つてこういうことをやるということについて、

みんなが非常に不信感を持つてゐるだろうと思う

んです。

殊に、大蔵大臣のきょうの所信表明演説でも、

消費税のうち国分について福祉に優先して充て

る趣旨を法律で定めると。法律で定めることを意

図するぐらいなら、こういうようなことこそ初め

からきちんと消費税がこの分で入つてゐるのだから、こうやって逐年消費税を福祉に使わしてもらいますといふと、非常に素直に我々もみんな、何

といふんですか、あるいは必要かもしけぬといふ

納得も一部にはできると思うんですが、これはどうも大蔵省の筆先で自分たちの都合のいいような予算にやつてしまつて、大義名分とか国の福祉目的とかそういうようなことについての配慮は、僕は非常に足らなんだからこういうふうにいろいろ問題が起きると思うんですよ。

だから、いずれこういう問題は早く解消して

やつてもらいたいと思うんですが、大蔵大臣、一

つだけ答えてください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) あえて私も論争をいたすつもりはございません。結論のみ申し上げま

すと、過去の繰り延べ分の具体的な返済について、

今後の国の財政状況、また今回の資金を活用して

行われる特別保健福祉事業の必要性等を考えながら、年金財政の運営に支障を来さないように気を

つけてまいります。

○下村泰君 大変何かせっぱ詰まつた時間のあん

ばいなようであります。

今回のこの法改正を私なりにまとめまして、一

つは財政全体の問題、二つ目は年金の問題、これ

は昨年暮れやりました。そして三つ目が老人保健、

老人医療の問題、これはまさにさきに大蔵、厚生、

自治の三大臣の合意の上で具体化されました「高

齢者保健福祉推進十か年戦略」、いわゆるゴー

ルドプランと政府が呼んでおられるもの、これと大

変密接な関係があると思います。

そこで、今回の法改正の措置が「当分ノ間」と法

案要綱にも明記されているように、臨時緊急なもの

だということで、老人保健、老人医療の抜本改

革、これを前提としたものだと理解していいもの

でしようか。厚生省、簡単に答えてください。

○政府委員(岡光序治君) おっしゃるように、本

格的な老人保健制度の改正を行いたいと思ってお

りますので、それを今までの間私どもは考えて

おります。

○下村泰君 それで、このゴールドプラン達成のためなんですかけれども、総事業費が六兆円と厚生省、これ見積もつておるようですが、その負担割りはどうなつていますか、簡単に

お答えください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) この十カ年戦略を達成するだけで高齢化社会に対する備えが全部終了するわけではありません。各種の障害に苦しまれる方々に対する対応等当然のこととして

努力をしてまいります。

○下村泰君 太平洋を横断してお帰りになつてお疲れのようですから、これ以上やると虐待になりますからこれでおしまいにしておきます。

○委員長(藤井孝男君) これにて質疑は終局した

納得も一部にはできると思うんですが、これはどうも大蔵省の筆先で自分たちの都合のいいような予算にやつてしまつて、大義名分とか国の福祉目的とかそういうようなことについての配慮は、僕は非常に足らなんだからこういうふうにいろいろ問題が起きると思うんですよ。

だから、いずれこういう問題は早く解消して

やつてもらいたいと思うんですが、大蔵大臣、一

つだけ答えてください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) あえて私も論争をいたすつもりはございません。結論のみ申し上げま

すと、過去の繰り延べ分の具体的な返済について、

今後の国の財政状況、また今回の資金を活用して

行われる特別保健福祉事業の必要性等を考えながら、年金財政の運営に支障を来さないように気を

つけてまいります。

○下村泰君 まだたくさんあるんですけれども、飛ばします。

その裏づけとなる財源の問題なんですが、単年

度主義の予算編成の中で、大蔵省はどうしてこれ

を実現させていくのか、その決意をちょっとお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) あえて私も論争をいたすつもりはございません。結論のみ申し上げま

すと、過去の繰り延べ分の具体的な返済について、

今後の国の財政状況、また今回の資金を活用して

行われる特別保健福祉事業の必要性等を考えながら、年金財政の運営に支障を来さないように気を

つけてまいります。

○下村泰君 大変何かせっぱ詰まつた時間のあん

ばいなようであります。

今回のこの法改正を私なりにまとめまして、一

つは財政全体の問題、二つ目は年金の問題、これ

は昨年暮れやりました。そして三つ目が老人保健、

老人医療の問題、これはまさにさきに大蔵、厚生、

自治の三大臣の合意の上で具体化されました「高

齢者保健福祉推進十か年戦略」、いわゆるゴー

ルドプランと政府が呼んでおられるもの、これと大

変密接な関係があると思います。

そこで、今回の法改正の措置が「当分ノ間」と法

案要綱にも明記されているように、臨時緊急の

ものだということで、老人保健、老人医療の抜本改

革、これを前提としたものだと理解していいもの

でしようか。厚生省、簡単に答えてください。

○政府委員(岡光序治君) おっしゃるように、本

格的な老人保健制度の改正を行いたいと思ってお

りますので、それを今までの間私どもは考えて

おります。

○下村泰君 それで、このゴールドプラン達成のためなんですかけれども、総事業費が六兆円と厚生省、これ見積もつておるようですが、その負担割りはどうなつていますか、簡単に

お答えください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) この十カ年戦略を達成するだけで高齢化社会に対する備えが全部終了するわけではありません。各種の障害に苦しまれる方々に対する対応等当然のこととして

努力をしてまいります。

○下村泰君 太平洋を横断してお帰りになつてお疲れのようですから、これ以上やると虐待になりますからこれでおしまいにしておきます。

○委員長(藤井孝男君) これにて質疑は終局した

ものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、厚生保健特別会計法の一部改正案に反対の討論を行います。

老人保健の加入者按分率一〇〇%移行に伴う各被用者保険の負担増加に対する助成それ自体は組合健保などの負担を緩和する側面があります。しかしながら、政府は厚生年金国庫負担繰り延べ分については、これまでの予算委員会などで、昭和六十五年度の特例公債依存体质を脱却した後にでけるだけ速やかに繰り戻しに着手したいなどと再三にわたって答弁してきました。それならば、来年十二月十一日です。このプランがまだ具体的に固まる前に大蔵大臣にお尋ねしました。そのときに「別」という言葉を使われています。

無論これについて我々は全力を尽くすわけであ

りますが、福祉の社会はそれで終了了というわけではありません。ですから、例えば各種の障

害に苦しめる方々への対策といったようなも

のは、このお申し入れの趣旨とは別に政府とし

て予算編成の中において十分検討していかなければならぬ課題であると、そのような受けと

めをいたしております。

こういうふうにお答えくださいつているんですか、この言葉をお忘れなく、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思いますが、御決意はいかがでしよう

か。

○國務大臣(橋本龍太郎君) この十カ年戦略を達成するだけで高齢化社会に対する備えが全部終了するわけではありません。各種の障害に苦しまれる方々に対する対応等当然のこととして

努力をしてまいります。

○下村泰君 太平洋を横断してお帰りになつてお疲れのようですから、これ以上やると虐待になりますからこれでおしまいにしておきます。

○委員長(藤井孝男君) これにて質疑は終局した

ものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、厚

生保健特別会計法の一部改正案に反対の討論を行

います。

老人保健の加入者按分率一〇〇%移行に伴う各

被用者保険の負担増加に対する助成それ自体は組

合健保などの負担を緩和する側面があります。し

かしながら、政府は厚生年金国庫負担繰り延べ分

については、これまでの予算委員会などで、昭和

六十五年度の特例公債依存体质を脱却した後にで

けるだけ速やかに繰り戻しに着手したいなどと再

三にわたって答弁してきました。それならば、来

年度の予算案で一応特例公債発行ゼロにこぎつけ

た今日、直ちに隠れ借金の一部である厚生年金国

庫負担繰り延べ分の返済を行なうべきであります。

しかし、この特例公債依存体质を脱却した後にで

けるだけ速やかに繰り戻しに着手したいなどと再

三にわたって答弁してきました。それならば、来

年度の予算案で一応特例公債発行ゼロにこぎつけ

た今日、直ちに隠れ借金の一部である厚生年金国

庫負担繰り延べ分の返済を行なうべきであります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) あえて私も論争をいたすつもりはございません。結論のみ申し上げま

すと、過去の繰り延べ分の具体的な返済について、

今後の国の財政状況、また今回の資金を活用して

行われる特別保健福祉事業の必要性等を考えながら、年金財政の運営に支障を来さないように気を

つけてまいります。

○下村泰君 太平洋を横断してお帰りになつてお疲れのようですから、これ以上やると虐待になりますからこれでおしまいにしておきます。

○委員長(藤井孝男君) これにて質疑は終局した

ものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、厚

生保健特別会計法の一部改正案に反対の討論を行

います。

老人保健の加入者按分率一〇〇%の問題にしても、まさにこの措

置が国庫負担削減をねらつたものであることは明

らかであります。例えば、老人保健法改正前の昭

和六十一年度の段階での按分率四四・七%を今回

の一〇〇%に対するトータルで約三千二百八十三

億円の国庫負担削減になり、九〇〇%から一〇〇%移行でも約六百四十六億円の国庫負担削減になることを見ても明らかです。したがって、国庫負担を減らすための措置が生み出した各被用者保険の負担増加については国が一般会計から別途助成して負担緩和を図るべきなのであります。それを、今回の措置のように、返すべきものも返さないでその助成のために当分の間流用するやり方は、財政の私物化につながり、国の責任逃れ以外の何物であります。

第二は、今回の措置は、国庫負担を削減しながら労働者と地方自治体の負担増加で国民健康保険財政の危機を一時的に緩和しようという政府の施策に対する国民の批判、不満をかわすための対策であり、政管健保など被用者保険への助成も、例えは政管健保の保険料が現行八・三%から八・四%に引き上げられることで約五百億円の負担増加を国民に転嫁することになることを見ても明らかのように、保険料引き上げをやめることにはつながらないのであります。国庫負担の抜本的な増加による制度の安定化が必要であります。

以上で本案に対する反対討論を終わります。

○委員長(藤井孝男君) 他に御意見もないようであります。討論は終局したものと認めます。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

久保亘君から発言を求めておりましたので、これを許します。久保君。

○久保亘君 私は、ただいま可決されました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対しまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民党、合、参院クラブ及び税金党平和の会の各派共同提

案による附帯決議案を提出いたします。  
案文を朗読いたします。

#### 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

#### 補正予算を編成するに当たっては、財政法

#### の趣旨に従い、今後とも引き続き適正に行う

#### よう努めること。

#### 過去における厚生年金保険国庫負担繰延べ

#### 措置については、積立金運用収入の減額分を

#### 含め、財政事情の許すかぎり可及的速やかに

#### 返済することに努め、もつて厚生年金保険事業の長期的安定を図ること。

#### 老人保健医療に係る加入者按分率が引き上げられることに伴う健康保険組合等被用者保険の老人保健拠出金の負担増が、これら被用者保険の保険料率の急激な引上げや保険事業運営に支障をもたらすことのないよう、適切に対処するとともに、老人福祉、保健及び医療の各般にわたり、老人保健制度の長期的安定化に努めること。

#### 高齢化社会の進展に伴つて、国民に過大な負担をもたらすことのないよう長期的な展望に立つて、社会保障制度をより安定的に機能させることに努めるとともに、その一層の充実を図ること。

#### 右決議する。

#### 以上であります。

#### 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

#### す。

#### ○委員長(藤井孝男君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

#### 〔賛成者挙手〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よって、

#### 本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

#### 決定いたしました。

#### 久保亘君から発言を求めておりましたので、

#### これを許します。久保君。

#### ○久保亘君 私は、ただいま可決されました厚生

#### 保険特別会計法の一部を改正する法律案に

#### 賛成の方の挙手を願います。

#### 〔賛成者挙手〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よつて、

#### 本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

#### 決定いたしました。

#### 久保亘君から発言を求めておりましたので、

#### これを許します。久保君。

#### ○久保亘君 私は、ただいま可決されました厚生

#### 保険特別会計法の一部を改正する法律案に

#### 賛成の方の挙手を願います。

#### 〔賛成者挙手〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よつて、

#### 本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

#### 決定いたしました。

#### 久保亘君から発言を求めておりましたので、

#### これを許します。久保君。

#### ○久保亘君 私は、ただいま可決されました厚生

#### 保険特別会計法の一部を改正する法律案に

#### 賛成の方の挙手を願います。

#### 〔賛成者挙手〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よつて、

#### 本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

#### 決定いたしました。

#### 久保亘君から発言を求めておりましたので、

#### これを許します。久保君。

ただいまの決議に対し、橋本大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。橋本大蔵大臣。

#### 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

#### に対する附帯決議案

#### （国務大臣（橋本龍太郎君））

#### ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じますが、御異議ございませんか。

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### 午後九時三十四分散会

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

#### （国務大臣（橋本龍太郎君））

#### ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じますが、御異議ございませんか。

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

#### 一、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

#### （国務大臣（橋本龍太郎君））

#### ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じますが、御異議ございませんか。

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

#### 本日はこれにて散会いたします。

#### （委員長（藤井孝男君））

#### 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員長(

号

- 一、消費税の廃止に関する請願(第四二二号)
- 一、消費税の即時廃止に関する請願(第四三三号)
- 一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第五四四号)
- 一、消費税の廃止に関する請願(第五五五号)
- 一、消費税の即時廃止に関する請願(第五五六号)
- 一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六三三号)
- 一、消費税の廃止に関する請願(第六四四号)
- 一、消費税の即時廃止に関する請願(第六四五号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

平成二年四月五日印刷

平成二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P

# 参議院大蔵委員会議録第一号(その一)

〔本号(その一)参照〕

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(十四通)

請願者 熊本県水俣市袋八ノ二八ノ五 平石義則 外十三名

紹介議員 紀平 悅子君

第二号 平成二年一月二十七日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三十通)

請願者 熊本県菊池市藤田一、四五四 山下静子 外二十九名

紹介議員 紀平 悅子君

第一〇号 平成二年三月一日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市陣内一ノ一五ノ一三 岩崎文子 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一二号 平成二年三月二日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋三五四 永野隆文 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一三号 平成二年三月三日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋二、五〇一ノ一二 一大沢つた子 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一六号 平成二年三月五日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市陣内一ノ四ノ一五 田畠知彦 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一八号 平成二年三月五日受理

## 消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町四ノ一七ノ一 第二二号 平成二年三月六日受理

紹介議員 紀平 悅子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二 紹介議員 紪谷嘉一 外四名

さきの参議院選挙で、主権者国民は「消費税、ノ

」の意思を表明した。消費税は、公約違反であ

り、国民の生活と中小業者の営業を破壊する大悪

税である。選挙での国民の審判が下った以上、消

費税は直ちに廃止すべきである。政府・自民党は

今、消費税の見直しや福祉目的税への衣替えを口

にしているが、どのように見直し、名称を変えて

も、大型間接税の国民いじめの本質は変わらな

い。自民党政はまた、「消費税廃止を言うなら

財源とセットでなければ無責任」と言つている

が、これこそ無責任な居直りである。もともと

やらない」という公約を踏みにじり、国民に押し

付けた消費税は、あれこれの口実で存続させるの

ではなく、きつぱりと廃止することこそ、民主主

義の常道と言わなければならない。消費税は直ち

に廃止し、その上で福祉のため、減税のための税

制改革を国民合意の下で行うべきである。ついて

は、以上の趣旨から、次の事項について実現を図

られたい。

(一) 「大型間接税は導入せず。」との公約に違反し、税負担の不公平を拡大し、年金生活者・老人・主婦・子供・中小零細業者、そして農・畜産・林・漁業従事者を苦しめる消費税を即時撤廃し、改めて国民合意の下での税制改革を行うこと。

(二) 現行消費税はリクルート疑惑に汚染された自民党政により提案され、政治不信が国民の間に渦巻く中で、審議不十分のまま強行採決されたもので、議会民主主義の本旨に違反するものである。(三) 消費税法の内容も、税の本旨の一つである累進性に逆行するもので、不公平税制の是正とうたいながら、その実、所得の少ない者、全く無い者からも過大に徴収するもので著しく公平を欠くものである。(四) 農業県熊本にとっては、特に第一次産業従事者を苦しめ、県財政をも圧迫し、県民の福祉を著しく阻害する。

理由

(一) 現行消費税はリクルート疑惑に汚染された自民党政により提案され、政治不信が国民の間に渦巻く中で、審議不十分のまま強行採決されたもので、議会民主主義の本旨に違反するものである。(二) 消費税法の内容も、税の本旨の一つである累進性に逆行するもので、不公平税制の是正とうたいながら、その実、所得の少ない者、全く無い者からも過大に徴収するもので著しく公平を欠くものである。(三) 消費税は、高齢化社会に対応した福祉のためどうたわねながら、福祉目的税ではなく、平成元年度予算で福祉予算に格別の配慮が行われたわけではない。(四) 農業県熊本

第一二号 平成二年一月二十七日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋三五四 永野隆文 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一三号 平成二年三月三日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋二、五〇一ノ一二 一大沢つた子 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一六号 平成二年三月五日受理

## 消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市陣内一ノ四ノ一五 田畠知彦 外二名

紹介議員 紀平 悅子君

第一八号 平成二年三月五日受理

## 消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町四ノ一七ノ一 第二二号 平成二年三月六日受理

紹介議員 紀平 悅子君

請願者 札幌市中央区南十二条西二〇八四

二十一  
辻靜枝

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二号 平成二年三月六日受理

清須市更衣郡土田村大字丁四、五、一〇〇

三聯書店

經介譏員

太平  
憲子君

第百十三回国会において、国民の圧倒的多数の反

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

卷之三

## 消費税の廃止に関する請願

諸國志  
北漢道馬慶可附圖四五四二

紹介議員 紀平 梯子君

卷之三

第一九号 平成二年三月八日受理

消費税法の規制措置に関する請願(二通)

赤木倫子 外二名

續文獻卷之三

卷之三

卷之三

請願者 北海道恵庭市幸町四一二ノ七二

召个義員

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

卷之三

第三「号 平成二年三月八日受理  
消費税の即時廃止に関する請願  
　請願者 神奈川県座間市立野台一三七ノ  
　この請願の趣旨は、第一八号と同じである。  
紹介議員 紀平 悅子君 吉田サキ 外四名

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案  
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案  
厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の  
部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ經理  
ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ  
於テ行フモノトス

前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)  
トハ國民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的ト  
シテ國民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナ  
医療ノ確保ヲ圖ル為特別保健福祉事業資金ノ運  
用益利金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲タルモノヲ課  
入

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健  
法第六十四条第三項ニ規定スル老人保健開設  
業務ニ對スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ之  
算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スメ  
老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツ  
ル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ編  
入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スメ  
老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツ  
ル為及船員保険事業ノ福祉施設費ノ内政令ヲ  
以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於  
テ行フ船員保険特別会計ヘノ繰入

四 前三号ニ掲タルモノノ外健康保険事業ノ保  
健施設及福祉施設其ノ他ニ係ル財政上ノ措置

ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ  
第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ於特別保健福祉事業資金(以下資金ト称ス)ヲ置キ次条第二項ノ規定ニ依ル繰入金、資金ノ運用利益金及第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金及特別事業ニ係ル附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ資金ヘノ繰入金、特別事業ニ要スル経費並ニ年金勘定及一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十九条の次に次の六条を加える。

第十九条ノ一 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

資金ニハ前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ

第十九条ノ三 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為資金ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

前項ニ規定スル繰入金ノ額ハ當該繰入金ヲ為ス年度迄ニ生ジタル資金ノ運用利益金及當該年度ノ前年度迄ニ第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ資金ヘ組入レタル金額ノ合計額ニ相当スル金額(當該前年度迄ニ前項又ハ同条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額)ヲ限度トス

**第十九条ノ四** 政府ハ厚生年金保険事業ノ長期的  
安定ヲ確保スル為必要アルトキハ特別事業ノ必  
要性ヲ勘案シツツ業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限  
度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り年金勘定ニ繰  
入ルルコトヲ得

政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於ケル第  
九条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「決算上」トア  
ルハ「毎会計年度ノ歳入額(第十九条第四項ノ規  
定ニ依ルモノヲ除ク)ヨリ当該年度ノ歳出額(同  
項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)ヲ控除シテ」ト読替

に改め、「同条第二項」の下に、第十九条の三「を加える。」

第十九条の二の次に次の一条を加える。  
（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻税）

第十九条の三 関税を納付して政令で定めると  
ころにより輸入された貨物で、その輸入の時  
の性質及び形状が変わつてないものを本邦

から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて税關長が指定する期間）以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス  
第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ當該繰入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入

第十九条ノ七 資金ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得  
第二十条から第二十二条までを次のように改め

ルベシ

第二十條乃至第二十二條 削除  
附 則

該繰入金額が第十八条ノ十一第二項又ハ第十八条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金繰入レラレタルモノト看做ス

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の規定は、平成元年度以降の予算について適用する。

前項ノ規定ノ適用ニ付テ必要ナル事項ハ政令ヲ  
以テ之ヲ定ム

2 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第一百三十六号）の一部を次のように改正する。

ノ十二第一項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベキ金額ノ合計額ニ相当スル金額ガ

第二十七条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第十九条第一項の規定により特

年金勘定ニ繰入レラレタル場合（第四項ノ規定ニ依リ繰入レラレタルモノト看做サレル場合合ム）ニ於テ資金ニ残額アルトキハ政府ハ特別

別保健福祉事業に関する政府の經理を厚生保険特別会計において行う場合においては、第三条の規定によるもののはか、厚生保険特別

事業ノ必要性ヲ勘案ノ上業務勘定ヨリ當該残額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り一般会計ニ繰入ルコトヲ得

会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ規定ヲ準用ス

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

第十九条ノ五 資金ノ受取ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

九条第四項ノ規定ニ依ル歳入額ヨリ当該年度ノ同項ノ規定ニ依ル歳出額ヲ控除シテ剩余ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ニ組入レ不足ヲ生ジタルト

(関税定率法の一部改正)  
第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

キハ之ヲ資金ヨリ補足スペシ  
第十九条第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル

第十四条第十号中「變つて」を「變わつて」に、「但し」を「ただし」に、「払いもどし」を「払戻し」

(一) その他のもの

- A 精製したもの  
B その他のもの

の従量税率  
より低いときは、当該従量税率)

に改める。

三 人造はちみつ及びカラメル

二五% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二五円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

二五%

(一) その他のもの  
砂糖を加えたもの

- B A 砂糖を加えたもの  
B その他のもの

より低いときは、当該従量税率  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二五円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

に、

別表第一七〇一・四〇号及び第一七〇一・六〇号中

二 その他のもの

二五% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二五円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

二五%

に改める。

- B その他のもの  
(a) ソルボース及び麦芽糖  
(b) その他のもの

二五% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二五円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

二五%

に改める。

別表第一七〇一・九〇号中

二 砂糖水

二 砂糖水及び人造はちみつ  
三 カラメル

二五% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二五円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

二五%

を

三五% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
の従量税率

三五%

を

(関税暫定措置法の一部改正)

第一条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三  
十六号)の一部を次のように改正する。  
第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成  
二年三月三十一日」に改める。

三年三月三十一日 に改める。  
第三条から第六条までの規定中「平成二年三  
月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改  
める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第七条の二第一項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油」を「関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一〇・〇号の一の四に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同号の一の二の二の六に掲げる揮発油（以下「揮発油」という。）に、「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第七条の四第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第七条第二項」を「前条第二項」に改める。

○四〇六・二〇  
別表第一(A)第〇八〇五・四〇号を次のように改める。

○八〇五・四〇  
グレープフルーツ

平成二年三月三一日  
までに輸入されるもの  
の  
平成二年四月一日から平成三年三月三一日までに輸入されるもの  
の  
七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき一四円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき一三円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該  
従量税率)

を

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の三第一項中「平成二年三月三十一日」

○四〇三・一〇

ヨーグルトのうち

砂糖を加えたもの以外のもののうち  
冷凍しないもの

二五%

別表第一(A)第〇四〇六・二〇号及び第〇四〇六・三〇号を次のように改める。

○四〇六・二〇

おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わ  
ない。）

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるも  
の  
四〇%

別表第一(A)第一〇〇五・九〇号中  
「平成五年三月三十一日」に改める。  
第十一条第一項及び第十二条第一項中「第七条第一項」を削る。

別表第一(A)第〇四〇三・一〇号を次のように改める。

○四〇三・一〇 ヨーグルトのうち 砂糖を加えたもの以外のもののうち 冷凍しないもの	二五%
○四〇六・二〇 おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わ ない。）	四〇%
(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるも の 四〇%	四〇%
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三 一日までに輸入されるもの 四〇%	四〇%

平成三年三月三一日までに輸入されるもの

六〇% (そ の率が一キ ログラムに つき一三円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	六〇% (そ の率が一キ ログラムに つき一三円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)
に改める。	に改める。

## 別表第一(A)第一六〇一・五〇号中

(1) 平成二年三月三一日までに輸入されるもの

二五%

(2) 平成二年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七〇%

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七〇%  
六〇%

## 別表第一(A)第一七・〇一

(1) 平成四年三月三一日までに輸入されるもの

七〇%

(2) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七〇%

## 別表第一(A)第一七・〇二

その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない)及びカラメル

ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る)

に改める。

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの  
七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該従  
量税率)(2) 平成四年三月三一日までに輸入されるもの  
七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該従  
量税率)

## 一七〇一・四〇

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの  
七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該従  
量税率)

ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る)

二 その他のもの

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの  
七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
の従量税率  
より低いと  
きは、当該従  
量税率)

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いときは、当該従  
量税率)

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いときは、当該従  
量税率)

一七〇一・九〇

果糖（化学的に純粋なものに限る。）

その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限る。）

二 その他のもの

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

三 人造はちみつ及びカラメル

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

その他のもの（転化糖を含む。）

七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

(2)

平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき二七円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

(2)

平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

六〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

四

(1) ハイ・テスト・モラセス

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、  
五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令  
で定める物品の製造に使用するもの

(2)

その他のもののうち、アルコールの製造用のもの

アルコールの製造用のハイ・テスト・モラセス

並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつ

について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他  
の条件を勘案して政令で定める数量（第一七〇三項において「共通の限度数量」と  
いう。）以内のもの

五 その他のもの

A 砂糖を加えたもの

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

その他のもの

七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)

無税

七〇% (そ  
の率が一キ  
ログラムに  
つき三〇円  
五〇銭の従  
量税率より  
低いとき  
は、当該従  
量税率)





別表第一(A)第二八三三・一二号から第二八三三・一三号までの規定中「二%」を「無税」に改める。  
別表第一(A)第二八三三・一九号を次のように改める。

二八三三・一九

その他のもの

別表第一(A)第二八三三・三〇号及び第二八三三・四〇号中「二%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第二九・〇五項中

「二九〇五・一  
メタノール(メチルアルコール)

飽和一価アル  
コール

「二九〇六・一  
ステロール及びイノシトール

無税

「二九〇六・一  
イミン及びその誘導体並びにこれらの塩

無税

「二九〇五・一  
クロルヘキシジン及びその塩

無税

「二九〇五・一  
(1) その他のもの

無税

別表第一(A)第二九・三八項の次に次の二項を加える。

別表第一(A)第二九・三四・九〇号中「二・二%」を「無税」に改める。

二九・四

抗生素質  
ペニシリン及びその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る)並びにこれらの塩

無税

二九四一・一〇  
二九四一・二〇

ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩

無税

二九四一・三〇

テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩

無税

二九四一・四〇

クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩

無税

二九四一・五〇

エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩

無税

二九四一・九〇

その他のもの  
エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩

無税

別表第一(A)第三〇・一・九〇号中「二・二%」を「二・〇%」に改める。

別表第一(A)第三〇・〇一項の次に次の四項を加える。

二九四一・一〇  
二九四一・三〇

人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く)その他これらに類する物品

無税

免疫血清その他の血液分画物

無税

四 その他のもののうち

免疫血清から得たもの(ペーターグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。)

無税

医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成る。)

無税

成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。ベニシリソ若しくはその誘導体(ベニシリソ酸構造を有するものに限る)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの

(1) ベニシリソ又はその誘導体(ベニシリソ酸構造を有するものに限る)を含有するもの  
(2) その他のもの

その他の抗生素質を含有するもの

医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にして又は小売用の形状若しくは包装したものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く)ベニシリソ若しくはその誘導体(ベニシリソ酸構造を有するものに限る)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの

(1) ベニシリソ又はその誘導体(ベニシリソ酸構造を有するものに限る)を含有するもの  
(2) その他のもの

その他の抗生物質を含有するもの

脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品(例えば、被覆材、ばんそうこう及びパッパー)で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは歯医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの

接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品

その他のもの

この類の注3の医療用品

外科用のカットガットその他これらに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び

外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。)

血液型判定用試薬

エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬

セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用

セメント

無税  
無税  
無税  
無税

三〇〇三・一〇  
三〇〇四・一〇  
三〇〇四・一〇  
三〇〇四・一〇

三% 無税  
三% 無税  
三% 無税  
三% 無税

無税  
無税  
無税  
無税



四〇一一・九一 四〇一一・九〇	杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの その他のもの	無税
別表第一(A)第四〇・一項の次に次の二項を加える。		
四〇一二・一〇 四〇一二・二〇 四〇一二・九〇 四〇一三・一〇 四〇一三・二〇 四〇一三・九〇	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ 更生タイヤ 空気タイヤ(中古のものに限る。) その他のもの ゴム製のインナーチューブ 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 自転車に使用する種類のもの その他のもの	無税
別表第一(A)第四〇・一五・一九号の次に次の二号を加える。		
四〇一五・九〇 別表第一(A)第四〇・一六・九一号を次のように改める。	その他のもの	無税
四〇一六・九一 四〇一七・〇〇	床用敷物及びマット 形状を問わない。及びその製品	無税
別表第一(A)第四〇・一六・九二号から第四〇・一六・九五号までの規定中「三・四%」を「無税」に改める。		
四〇一七・〇〇 四〇一七・一七	硬質ゴム(例えは、エボナイト。くずを含むものとし、 無税	無税
別表第一(A)第四〇・一六・九二号を次のように改める。		
四〇一八・九一 四〇一九・〇九 四〇一九・〇〇	葉書(印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。)及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード(挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない)。	無税
別表第一(A)第四〇・一〇・〇〇号を次のように改める。		
四九〇八・九〇 四九〇九・〇九 四九〇九・〇〇	カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。)	無税
別表第一(A)第四〇・一〇号及び第六四〇・一・九二号中「スキー靴」を「スキー靴で、平成七年三月三一日までに輸入されるもの」に改める。		
四九〇九・一一 六四〇九・一一	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)のうち 平成七年三月三一日までに輸入されるもの	無税
別表第一(A)第六四〇・一・一〇号を次のように改める。		
六四〇九・一一 六七〇三・〇三	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)のうち 平成七年三月三一日までに輸入されるもの	無税
別表第一(A)第六四〇・一・一〇号中「平成二年三月三一日」を「平成三年三月三一日」に、「四四七、〇〇〇平方メートル」を「四七〇、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一〇・一〇号中「平成二年三月三一日」を「平成三年三月三一日」に、「四四七、〇〇〇平方メートル」を「八八、六〇〇平方メートル」に、「四五七、〇〇〇平方メートル」を「五〇三、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一〇・一〇号中「平成二年三月三一日」を「平成三年三月三一日」に、「八四、三〇〇平方メートル」を「八八、六〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一〇・一〇号中「平成二年三月三一日」を「平成三年三月三一日」に、「四四七、〇〇〇平方メートル」を「四七〇、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一〇・一〇号を次のように改める。		
四八〇一・〇〇 別表第一(A)第四八一〇・一〇号中「四・一%」を「無税」に改める。 別表第一(A)第四八一〇・一〇号を次のように改める。	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	無税
別表第一(A)第四八一〇・一〇号を次のように改める。		
六七〇三・〇三	人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。)及び羊毛、獸毛その他の紡織用纖維(かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。)	無税



六九・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗 用水槽その他これらに類する衛生用備付品
六九一〇・一〇	磁器製のもの
六九一〇・九〇	その他の陶磁製品
六九一四・一〇	磁器製のもの
六九一四・九〇	その他のもの
七〇・一〇	ガラスのくず及び塊
七〇〇一・一〇	棒
別表第一(A)第七〇〇二・二〇号を次のように改める。	
七〇〇二・二〇	
七〇〇三・一	铸込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型 ガラス(吸收層又は反射層を有するか有しないかを問わ ないものとし、その他の加工をしたものと除く。)
七〇〇三・一	板ガラス(金属の線又は網を入れたものを除く。) 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸 收層又は反射層を有するもの
七〇〇三・一九	その他のもの
七〇〇三・二〇	板ガラス(金属の線又は網を入れたものに限る。)
七〇〇三・三〇	溝型ガラス
七〇〇四・一〇	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸收層 又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、 その他の加工をしたものと除く。)
七〇〇四・九〇	板ガラス(色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの 及び吸收層又は反射層を有するものに限る。) その他のもの
別表第一(A)第七〇〇六・〇〇号中「一・九%」を「無税」に改める。	
別表第一(A)第七〇・〇七項中「	
七〇〇七・一	強化ガラス
車両用、航空機用、宇宙飛行体用又 は船舶用に適する寸法及び形状のもの のうち	
自動車用、航空機用又は宇宙飛行 体用に適する寸法及び形状のもの	
合わせガラス	
無税	
に改める。	
七〇〇九・一〇	バックミラー(車両用のものに限る。)
七〇〇九・九一	桿付きでないもの
七〇〇九・九二	桿付きのもの
同項の次に次の五項を加える。	
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその 他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものに限る。) 保存用ジャー及び桿、ふたその他これらに類する物品 アンプル
七〇・一一	その他のもの
七〇・一二	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品 で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯、陰極線管 その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有 しないものに限る。)
七〇・一二・一〇	電灯用のもの
七〇・一二・二〇	陰極線管用のもの
七〇・一・九〇	その他のもの
七〇・一・一〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶
七〇・一・一五	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のも の及び光学的に研磨したものを除く。)
七〇・一・一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のも の及び光学的に研磨したものを除く。)
七〇・一・一五・一〇	時計用ガラスその他これらに類するガラス及び眼鏡用(視 力矯正用であるかないかを問わない。)のガラス(曲面の もの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形 状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。 並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及 びそのセグメント
七〇・一・一五・九〇	視力矯正眼鏡用のガラス
七〇・一・一六・九〇	その他のもののうち
別表第一(A)第七〇・一六項中「	
七〇・一・一六・九〇	ち ステンドグラス その他のこれに類するガラス
無税	
に改め、	
七〇・一・九%	を

「七〇一六・一〇	ガラス製のキューブその他細貨(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)	無税	に改め、
七〇一六・九〇	ステンドグラスその他これに類するガラス	無税	
同項の次に次の二項を加える。			
七〇一七	理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない。)	無税	
七〇一七・一〇	石英ガラス製のもの	無税	
七〇一七・一〇	その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る)製のもの	無税	
七〇一七・九〇	その他のもの	無税	
別表第一(A)第七〇・一九項中	八・九〇号を次のように改める。	無税	
七〇一八・九〇	その他のもの	無税	
(1) 貴金属又はこれをめつきした金属を使用したもの	一〇%	無税	
(2) その他のもの	無税	無税	
「七〇一九・一〇	スライバー、ローピング、糸及びチヨ ップドストランド	無税	
七〇一九・一〇	織物(細幅織物を含む。)	無税	
別表第一(A)第七〇・一九・三一號、第七〇・一九・三三號、第七〇・一九・三九號及び第七〇・一九・九〇號中「四・六%」を「無税」に改める。	無税	無税	
別表第一(A)第七〇・一〇・〇〇號中「一・七%」を「無税」に改める。	無税	無税	
別表第一(A)第七〇・一九號中「四%」を「無税」に改める。	無税	無税	
別表第一(A)第七〇・一〇六項中「七〇一六・一〇	粉 粉 その他もの 加工してないもの 一次製品	無税	
七一〇六・一〇	一 棒 形材、板、シート及びストリッ プ	無税	
七一〇六・九一	二 その他のもの	無税	
同項の次に次の四項を加える。			
七一〇六・九一			
七一〇六・九一			
七一〇一・三〇			
七一〇一・四〇			
七一・〇七	銀を張つた卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものと除く。)	無税	
七一・〇九	金を張つた卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものと除く。)	無税	
七一・一〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	無税	
七一・一〇・一九	白金	無税	
七一・一〇・一九	その他のもの	無税	
七一・一〇・一九	二 その他のもの	無税	
七一・一〇・一九	バラジウム	無税	
七一・一〇・一九	二 その他のもの	無税	
七一・一〇・一九	ロジウム	無税	
七一・一〇・一九	二 その他のもの	無税	
七一・一〇・一九	イリジウム、オスミウム及びルテニウム	無税	
七一・一〇・一九	二 その他のもの	無税	
七一・一〇・一〇	白金を張つた卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものと除く。)	無税	
七一・一〇・一〇	その他の製品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)	無税	
七一・一〇・一〇	触媒(白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたるものに限る。)	無税	
七一・一五・九〇	その他のもの	無税	
別表第一(A)第七一・一四項の次に次の二項を加える。			
七一・一五	銅鐵及びスピーゲル(なまこ形、ブロックその他的一次形状のものに限る。)	無税	
七一・一五	非合金銅鐵(りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。)	無税	
七一・一五	非合金銅鐵(りんの含有量が全重量の〇・五%を超えるものに限る。)	無税	
七一・一五	合金銅鐵	無税	
七一・一五	スピーゲル	無税	



七三一五・九〇	その他の部分品
七三一九・一〇	鐵鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するもの を除く。）及び鐵鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロ セ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類 する物品
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びししゅう針
七三一九・一〇	安全ピン
七三一九・一〇	その他のピン
七三一九・九〇	その他のもの
別表第一(A)第七三・二〇項の次に次の二項を加える。	
七三・一一	調理用加熱器具及び皿温め器
七三一一・一	氣体燃料用のもの並びに氣体燃料及びその他の燃料 共用のもの
七三一一・一二	液体燃料用のもの
七三一一・一三	固体燃料用のもの
七三一一・八一	その他の器具
七三一一・八三	氣体燃料用のもの並びに氣体燃料及びその他の燃料 共用のもの
七三一一・九〇	液体燃料用のもの
七三一一・九一	固体燃料用のもの
七三一一・九一	部分品
七三一一・九一	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式 のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風 機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調 節した空気を供給することができるものを含むものと し、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品 (この項の物品は、鐵鋼製のものに限る。) ラジエーター及びその部分品
七三一一・九一	铸鉄製のもの
七三一一・九一	その他のもの
七三一一・九〇	その他のもの
別表第一(A)第七三・一三項中「	
七三一一・一	その他のもの

無税 無税

七四一五・一〇	ルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッターピン、座金(ばね座金を含む)。その他これらに類する製品
七四一五・二一	くぎ、びょう、画びよう、またくぎその他これらに類するもの(ねじを切つたものを除く)。
七四一五・二九	座金(ばね座金を含む)。
七四一五・三二	その他のもの(ねじを切つたものに限る)。
七四一五・三九	木ねじ
七四一六・〇〇	その他のねじ、ボルト及びナット
七四一六・一八	その他のもの
七四一七・〇〇	銅製のねね
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く)及びその部分品(銅製のものに限る)。
七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他家庭用品及びその部分品(銅製のものに限る)、銅製の瓶洗い、ポリッシングペッド、ボリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限る)。
七四一八・二〇	食卓用品、台所用品その他家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングペッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
七四一九・一〇	その他のもの
七四一九・一〇	鎖及びその部分品
七四一九・九一	その他のもの
七四一九・九九	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したもの)を除く。
別表第一(A)第七六・〇六項の次に次の二項を加える。	その他のもの
七六・一〇	構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る)。例えば、橋、橋、橋、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品



八二・〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）
八二・〇九・〇〇	○キログラム以下のものに限る。)
八二・一〇	別表第一(A)第八二・一二項を次のように改める。
八二・一〇・〇〇	八二・一二 かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
八二・一〇・〇〇	八二・一二・一〇 かみそり 安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
八二・一〇・〇〇	八二・一二・一〇 かみそり 二 その他のもの
八二・一〇・〇〇	八二・一二・九〇 その他の部分品
八二・一〇・〇〇	別表第一(A)第八二・一二項の次に次の二項を加える。 八三・〇一 卑金属製の鍔（かぎ）を使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、鍔と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ
八二・一〇・〇〇	八三〇一・一〇 自動車に使用する種類の鍔
八二・一〇・〇〇	別表第一(A)第八三・〇二項の次に次の六項を加える。 八三・〇三 卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これらに類する物品
八二・一〇・〇〇	卑金属製の書類と同じ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックススタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は相用のもの）
八三〇五・一〇	書類同じ込み用金具
八三〇五・一〇	ストリップ状ステープル
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）
八三・〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡
八三〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品

八四〇七・一〇	航空機用エンジン	無税
八四〇七・一二	船舶推進用エンジン	船外機
八四〇七・一九	その他のもの	用する種類のものに限る。)
八四〇七・九〇	ピストン式往復動機関(第八七類の車両の駆動に使用する他のエンジンのうち陸用のもの(出力が五〇〇馬力以下のものに限る)及び自動車用のもの	ピストン式往復動機関(第八七類の車両の駆動に使用する他のエンジンのうち陸用のもの(出力が五〇〇馬力以下のものに限る)及び自動車用のもの
八四〇七・九〇	その他のエンジン	その他のエンジン
八四〇七・九〇	無税	無税
別表第一(A)第八四・〇八項を次のように改める。		
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)	無税
八四・〇八・二〇	船舶推進用エンジン	無税
八四〇八・九〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四〇八・九〇	その他のエンジン	無税
別表第一(A)第八四・〇九項中「		
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの	無税
八四〇九・一〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四・一項中「		
八四一・一	ターボジェット	無税
八四一・一	推力が二五キロニュートン以下のもの	無税
八四一・一二	推力が二五キロニュートンを超えるもの	無税
八四一・一二	ターボプロペラ	無税
八四一・一二	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一・一二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一・一二	その他のガス	無税
八四一・一二	タービン	無税
八四一・一二	に改める。	に改める。
別表第一(A)第八四・一項中「		
八四一・一	ターボジェット	無税
八四一・一	推力が二五キロニュートン以下のもの	無税
八四一・一二	推力が二五キロニュートンを超えるもの	無税
八四一・一二	ターボプロペラ	無税
八四一・一二	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一・一二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一・一二	その他のガスターイン	無税
八四一一・九一	部分品	無税
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラのもの	無税
別表第一(A)第八四・一二項を次のように改める。		
八四一二・一〇	反動エンジン(ターボジェットを除く)	無税
八四一二・一二	液体原動機	無税
八四一二・一九	直線運動式(シリンドラ式)のもの	無税
八四一二・一九	その他のもの	無税
八四一二・一九	气体原動機	無税
八四一二・一九	直線運動式(シリンドラ式)のもの	無税
八四一二・一九	その他のもの	無税
八四一二・一九	部分品	無税
別表第一(A)第八四・一〇号の次に次の二号を加える。		
八四一四・一〇	手押し式又は足踏み式の气体ポンプ	無税
別表第一(A)第八四一四・三〇号及び第八四一四・四〇号を次のように改める。		
八四一四・三〇	圧縮機(冷藏用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る)	無税
八四一四・四〇	气体圧縮機(けん引用の車輪付きシャンを取り付けたものに限る)	無税
八四一四・四〇	圧縮機(冷藏用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る)	無税
八四一四・五九	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四一四・五九号を次のように改める。		
八四一四・八〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四一四・八〇号を次のように改める。		
八四一四・八〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四一五・八二号を次のように改める。		
八四一五・八二	その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限る)	無税
別表第一(A)第八四一五・九〇号を次のように改める。		
八四一五・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八四・一五項の次に次の二項を加える。		
八四一六	炉用バーナー(液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る)及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	無税
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	無税
八四一六・一〇	その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む)	無税
八四一六・三〇	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	無税
八四一六・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八四・一二項を次のように改める。		
八四一六・九〇	ターボジェット又はターボプロペラのもの	無税











八四五五・四〇	同項の次に次の四項を加える。	洗浄用、漂白用又は染色用の機械
八四五五・五〇	針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	紡織用纖維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
八四五五・六四	その他の機械	その他の機械
八四五五・九〇	部分品	部分品
八四・五一	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く）、ミシン	無税
八四五二・一〇	ミシンのその他の部分品	無税
八四五一・二一	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	無税
八四五一・二九	ミシンのその他の部分品	無税
八四五一・三〇	ミシン針	無税
八四五一・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	無税
八四五一・九〇	ミシンのその他の部分品	無税
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	無税
八四五三・二〇	工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く）	無税
八四五三・八〇	履物の製造機械及び修理機械	無税
八四五三・九〇	その他の機械	無税
八四・五四	部分品	無税
八四五四・一〇	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。）	無税
八四五四・二〇	転炉	無税
八四五四・三〇	インゴット用鋳型及び取鍋	無税
八四五四・九〇	鋳造機	無税
八四五五・一〇	部分品	無税
八四五五・二一	金属圧延機及びそのロール	無税
八四五五・三一	管圧延機	無税
八四五五・九〇	その他他の圧延機	無税
八四五五・九一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	無税
八四五五・九二	冷間圧延のもの	無税
八四五五・九九	その他の部分品	無税
八四・六七	別表第一(A)第八四・六六項の次に次の二項を加える。	無税
八四六七・一一	手持工具（ニユーマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	無税
八四六七・一九	ニユーマチックツール	無税
八四六七・八一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	無税
八四六七・八九	その他の工具	無税
八四六七・九九	その他のもの	無税
八四・六八	部分品	無税
八四六七・九一	チエーンソーのもの	無税
八四六七・九二	ニユーマチックツールのもの	無税
八四六七・九九	その他のもの	無税
八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理	無税
八四五六・一〇	超音波によるもの	無税
八四五六・二〇	研削盤及び研磨盤	無税
八四五六・九〇	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	無税
八四・六五	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	無税
八四六五・一〇	その他のもの	無税
八四六五・九一	のこ盤	無税
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）	無税
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	無税
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	無税
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	無税
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	無税
八四六五・九九	その他のもの	無税
八四五六・一〇	のこ盤	無税
八四五六・二〇	研削盤及び研磨盤	無税
八四五六・九〇	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	無税

八四六八・一〇	手持ち式トーチ	無税
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	無税
八四六八・八〇	その他の機器	無税
八四六八・九〇	部分品	無税
八四七〇・三〇	別表第一(A)第八四・六九項中「一%及び一・七%」を「無税」に改める。	無税
八四七〇・三〇	別表第一(A)第八四七〇・二九号の次に次の一号を加える。	無税
八四七〇・九〇	別表第一(A)第八四七〇・五〇号の次に次の一号を加える。	無税
八四七〇・九〇	その他のもの	無税
八四七一・一〇	別表第一(A)第八四・七二項中	無税
八四七一・一〇	八四七一・一〇	無税
八四七一・一〇	譲写機	無税
八四七一・一〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押	無税
八四七一・一〇	し機械	無税
八四七三・一〇	別表第一(A)第八四・七三項中	無税
八四七三・一〇	八四七三・一〇	無税
八四七三・一〇	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・一〇	機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・一〇	無税	無税
八四七三・一〇	に改める。	無税
八四七三・一〇	を	無税
八四七四・一〇	別表第一(A)第八四・七三項の次に次の二項を加える。	無税
八四七四・一〇	八四七四・一〇	無税
八四七四・一〇	機械、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏ね機(固体状、粉状又はペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックベスト、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る)並びに鉄物用砂型の造型機	無税
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	無税
八四七四・一〇	破碎機及び粉碎機	無税
八四七四・一〇	混合機及び捏ね機	無税
八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機	無税
八四七四・三一	鉱物性物質とビニール等との混合機	無税
八四七五・一〇	別表第一(A)第八四・七七項を次のように改める。	無税
八四七五・一〇	八四七五・一〇	無税
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・一〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・九〇	別表第一(A)第八四・七七項を次のように改める。	無税
八四七五・九〇	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く)。	無税
八四七五・九〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立用機械	無税
八四七七・一〇	別表第一(A)第八四・七八項中	無税
八四七七・一〇	八四七七・一〇	無税
八四七七・一〇	射出成形機	無税
八四七七・一〇	押出成形機	無税
八四七七・一〇	吹込み成形機	無税
八四七七・一〇	真空成形機及びその他の熱成形機	無税
八四七七・一〇	その他の機械(成形用機械に限る)	無税
八四七七・一〇	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの	無税
八四七七・一〇	及びインナーチューブの成形用のもの	無税
八四七七・一〇	その他のもの	無税
八四七七・一〇	その他の機械	無税
八四七七・一〇	部分品	無税
八四七七・一〇	無税	無税
八四七七・一〇	に改める。	無税
八四七七・一〇	を	無税
八四七八・一〇	別表第一(A)第八四・七八項中	無税
八四七八・一〇	八四七八・九〇	無税
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	無税
八四七八・一〇	部分品	無税
八四七八・一〇	無税	無税
八四七八・九〇	別表第一(A)第八四・七八項中	無税
八四七九・一〇	八四七九・一〇	無税
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	無税
八四七九・一〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	無税
八四七九・一〇	ブレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る)	無税
八四七九・一〇	その他の木材又はコルクの処理用機械	無税
八四七九・一〇	網又はケーブルの製造機械	無税
八四七九・一〇	その他の機械類	無税
八四七九・四〇	無税	無税
八四七九・四〇	に	無税
八四七九・四〇	を	無税

「一・七%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第八四・八〇項を次のように改める。

八四・八〇 金属铸造用铸型粹、铸型ベース、铸造用バターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）

八四八〇・一〇 金属铸造用铸型粹  
八四八〇・二〇 鎔造用ベース  
八四八〇・三〇 鎔造用バターン

八四八〇・四一 金属铸造用铸型粹  
八四八〇・四九 射出式又は圧縮式のもの  
八四八〇・五〇 ガラスの成形用の型  
八四八〇・六〇 鉱物性材料の成形用の型

八四八〇・七一 ゴム又はプラスチックの成形用の型  
八四八〇・七九 射出式又は圧縮式のもの  
八四八〇・七九 その他のもの

八四八〇・一〇 金屬又は金属炭化物の成形用の型  
八四八〇・四一 その他のもの

八四八〇・四九 その他のもの

八四八〇・五〇 その他のもの

第五部 大蔵委員会議録第一号(その二) 平成二年三月二十六日【参議院】

別表第一(A)第八四八三・九〇号を次のように改める。

八四八三・九〇 部品

別表第一(A)第八四八五・九〇号を次のように改める。

八四八五・九〇 その他のもの

別表第一(A)第八五・〇五項を次のように改める。

八五・〇五 船舶のプロペラ及びその羽根

別表第一(A)第八五・〇五号を次のように改める。

八五・〇五 その他のもの

無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税



## 八五四一・六〇

圧電結晶素子

別表第一(A)第八五四一・二〇号の次に次の二号を加える。

## 八五四二・八〇

その他のもの

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四三・一〇

無税

八六・〇四  
八六〇五・〇〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四三・一〇

無税

八六・〇四  
八六〇五・〇〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

## 別表第一(A)第八五・四三項中

## 八五四四・七〇

無税

八六・〇四  
八六〇六・一〇

無税

無税

別表第一(A)第八六〇九・〇〇号を次のように改める。

八六〇九・〇〇 コンテナ(液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。)

八七・〇一 トランクター(第八七・〇九項のトラクターを除く。)

八七・〇一・一二 歩行操縦式トラクター

八七・〇一・三〇 セミトレンジャー用の道路走行用トラクター

八七・〇一・九〇 その他のもの

別表第一(A)第八七〇六・〇〇号を次のように改める。

八七・〇六・〇〇 原動機付きシャン(第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。)

八七・〇九・九〇 部品

別表第一(A)第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇号を次のように改める。

八七・〇九・一一 電気式のもの

八七・〇九・一九 その他のもの

別表第一(A)第八七・一一項の次に次の二項を加える。

八七・一二 自転車(連搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)

八七・一三 身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。)

八七・二三・二〇 機械式駆動機構を有しないもの

八七・二三・九〇 その他のもの

め。

別表第一(A)第八七〇六・〇〇号を次のように改める。

八七・〇六・〇〇 原動機付きシャン(第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。)

八七・〇九・九〇 部品

別表第一(A)第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇号を次のように改める。

八七・〇九・一一 電気式のもの

八七・〇九・一九 その他のもの

別表第一(A)第八七・一一項の次に次の二項を加える。

八七・一二 自転車(連搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)

八七・一三 身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。)

八七・二三・二〇 機械式駆動機構を有しないもの

八七・二三・九〇 その他のもの

め。

別表第一(A)第八七・一四項中

八七・一四・九九 その他のもの

うち サイドカーの

もの

身体障害者用又は病人用の車両のもの

その他のもの

フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分

品

リム及びスパーク

ハブ(コースター・ブレーキハブ及びハブブレーリー・ホイール

ー・キを除く。)及びフリーホイール

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブ  
ブレーキを含む)及びその部分品  
サドル  
ベダル及びギャクランク並びにこれらの部分

品

ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブ  
ブレーキを含む)及びその部分品  
サドル  
ベダル及びギャ克拉ンク並びにこれらの部分

品



九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機(錄音装置又は音声再生装置を自藏するかしないかを問わない。)
九〇〇七・一	撮影機 幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの
九〇〇七・一九	その他のもの
九〇〇七・二	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの
九〇〇七・二九	その他のもの
九〇〇七・九一	部分品及び附属品
九〇〇七・九二	映写機用のもの
九〇〇七・九三	撮影機用のもの
九〇〇七・九四	映写機用のもの
九〇〇七・九五	映写機用のもの
九〇〇八・一〇	別表第一(A)第九〇〇八・一〇号中「一・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の二号を加える。
九〇〇八・二〇	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー(複写することができるかできないかを問わない。)
九〇〇八・三〇	その他の投影機
九〇〇八・三一	その他の投影機
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品
九〇〇八・九一	部分品及び附属品
九〇〇九・一〇	別表第一(A)第九〇〇九・一二号の次に次の二号を加える。
九〇〇九・一二	別表第一(A)第九〇〇九・一二号を次のように改める。
九〇〇九・二〇	密着式のもの
九〇〇九・二一	別表第一(A)第九〇〇九・一二号の次に次の二号を加える。
九〇〇九・三〇	別表第一(A)第九〇〇九・一二号を次に次の二号を加える。
九〇・一	光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。)
九〇・一・一〇	双眼実体顕微鏡
九〇・一・二〇	その他の顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。)
九〇・一・八〇	その他の顕微鏡
九〇・一・九〇	部分品及び附属品
九〇・二	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器
九〇・二・一〇	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器
九〇・二・九〇	部分品及び附属品
別表第一(A)第九〇・一四項を次のように改める。	
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器
九〇・一四・一〇	羅針盤
九〇・一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)
九〇・一四・八〇	その他の機器
九〇・一五・九〇	部分品及び附属品
九〇・一五・三〇	経緯儀及び視距儀
九〇・一五・四〇	水準器
九〇・一五・四〇	写真測量用機器
九〇・一五・九〇	部分品及び附属品
九〇・一六・〇〇	別表第一(A)第九〇・一六・〇〇号を次のように改める。
九〇・一六・〇〇	別表第一(A)第九〇・一五・九〇号を次のように改める。
九〇・一六・〇〇	部分品及び附属品
九〇・一七	別表第一(A)第九〇・一七項を次のように改める。
九〇・一七・一〇	はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。)
九〇・一七・三〇	製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、ペントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びバス。この類の他の項に該当するものを除く。)
九〇・一七・八〇	写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問わない。)
九〇・一七・九〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具
九〇・一七・一〇	マイクロメーター、バス及びゲージ
九〇・一七・一〇	その他の機器
九〇・一八・一九	部分品及び附属品
九〇・一八・一九	その他のもののうち超音波診断装置
九〇・一八・一九	心電計
九〇・一八・二〇	その他のもの
九〇・一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器
九〇・一八・二〇	置
九〇・一八・二〇	無税
九〇・一八・二〇	四・六%
九〇・一八・二〇	に改める。
九〇・一八・四九	を
九〇・一八・五〇	その他の機器(眼科用のものに限る。)
九〇・一八・九〇	その他の機器



別表第一(A)第九一・〇三項の次に次の二項を加える。

九一・〇四  
九一〇四・〇〇

計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。)

別表第一(A)第九一・〇五項の次に次の二項を加える。

九一・〇六  
九一〇六・一〇

時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコード等。)

タイムレジスター及びタイムレコード  
バーキングメータ

その他のもの

九一・〇七  
九一〇七・〇〇

タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)

別表第一(A)第九一・一〇項中

「九一〇・一二

未完成のムーブメントで組み立てたもの

四・七%  
無税

九二・〇九	九二・〇八・九〇	その他のもの
九二・〇九・一〇	九二・〇九・一〇	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品 (例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、 メトロノーム、音さ並びに調子笛
九二・〇九・二〇	九二・〇九・二〇	オルゴールの機構
九二・〇九・三〇	九二・〇九・三〇	楽器用の弦
九二・〇九・九一	九二・〇九・九一	その他のもの
九二・〇九・九二	九二・〇九・九二	ピアノの部分品及び附属品
九二・〇九・九三	九二・〇九・九三	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品
九二・〇九・九四	九二・〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品
九二・〇九・九九	九二・〇九・九九	その他のもの
		別表第一(A)第九四・〇一項を次のように改める。
九四・〇一	九四・〇一	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるか ないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く) 及びその部分品
九四・〇一・一〇	九四・〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け
九四・〇一・二〇	九四・〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け
九四・〇一・三〇	九四・〇一・三〇	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限 る)のうち
九四・〇一・四〇	九四・〇一・四〇	革張りのもの以外のもの
九四・〇一・五〇	九四・〇一・五〇	腰掛け(寝台として兼用することができまするものに限る。 ものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く) のうち
九四・〇一・六一	九四・〇一・六一	革張りのもの以外のもの
九四・〇一・六九	九四・〇一・六九	掛け
九四・〇一・七一	九四・〇一・七一	その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。) アッポホルスターのもの
九四・〇一・七九	九四・〇一・七九	その他のもの
九四・〇一・八〇	九四・〇一・八〇	革張りのもの以外のもの
(1) 大理石製のもの		

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

九四・〇一・九〇	九四・〇一・九〇	別表第一(A)第九四・〇一項を次のように改める。
九四・〇三・一〇	九四・〇三・一〇	その他の家具及びその部分品
九四・〇三・二〇	九四・〇三・二〇	事務所において使用する種類の金属製家具
九四・〇三・三〇	九四・〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具
九四・〇三・四〇	九四・〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具
九四・〇三・五〇	九四・〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具
九四・〇三・六〇	九四・〇三・六〇	その他の木製家具
九四・〇三・七〇	九四・〇三・七〇	プラスチック製家具
九四・〇三・八〇	九四・〇三・八〇	その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類 する材料を含む)製の家具
九四・〇三・九〇	九四・〇三・九〇	一 とう製のもの
九四・〇五	九四・〇五	二 その他のもの

九四・〇五・一〇	九四・〇五・一〇	別表第一(A)第九四・〇五項を次のように改める。
ランプその他の照明器具及びその部分品(サー・チライト 及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当する ものを除く)並びに光源を据え付けたイルミネーション サイン、発光ネームブレートその他これらに類する物品 及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く) シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照 明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類の ものを除く)。		
卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気 式ランプ		
クリスマスツリーに使用する種類の照明セット		
九四・〇五・二〇	九四・〇五・二〇	
卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気 式ランプ		
九四・〇五・三〇	九四・〇五・三〇	

無税											
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(2) その他のもののうち  
革張りのもの以外のもの

革製のものうち

別表第一(A)第九四・〇一項の次に次の二項を加える。  
病院用又は歯医用の備付品(例えば、手術台、検査台、  
診察台等及び歯科用いす)及び理髪用いす

その他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下  
するための機構を有するもの並びにこれらの部分品  
歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及び  
これらの部分品

その他のもの

別表第一(A)第九四・〇三項を次のように改める。

九四・〇三・一〇

その他の家具及びその部分品

事務所において使用する種類の金属製家具

その他の金属製家具

事務所において使用する種類の木製家具

台所において使用する種類の木製家具

寝室において使用する種類の木製家具

その他の木製家具

プラスチック製家具

その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類  
する材料を含む)製の家具

一 とう製のもの

二 その他のもの

九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)	無税
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具	無税
九四〇五・六〇	イルミネーションサンайн、発光ネームブレートその他これらに類する物品のうち	無税
九四〇五・九一	ガラス製、木製、陶製、ゴールドビータースキン 製、ぼうこう製又は漆製のもの	無税
九四〇五・九二	部分品	無税
九四〇五・九九	ガラス製のもの	無税
九四〇六・四〇	プラスチック製のもの	無税
九四〇六・四一	その他のもの	無税
九四〇六・五九	別表第一(A)第九五〇六項中「九四〇六・九九」を「無税」に改め、同表(A)第九五〇六・三九号の次に次の一号を加える。	無税
九四〇六・七〇	アイススケート及びローラースケート(これらを取り付けたスケート靴を含む。)	無税
九四〇六・九九	その他のもの	無税
九五〇六・九一	体操用具及び競技用具	無税
九五〇六・九九	その他のもの	無税
九五〇六・四〇	同項の次に次の一項を加える。	無税
九五〇八・〇〇	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	無税
九五〇八・四〇	シャープペンシルのうち	無税
九五〇八・八〇	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さなご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
九五〇八・九〇	その他のもの	無税
九五〇九・一〇	ペン先及びニップポイント	無税
九五〇九・九〇	同項の次に次の四項を加える。	無税
九六〇八・九一	鉛筆(第九六〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、ペステル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチョーク	無税
九六〇九・一〇	鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)	無税
九六〇九・一〇	鉛筆のしん(色を問わない。)	無税
九六〇九・九〇	その他のもの	無税
九六一〇	石盤、黒板その他これらに類する板(筆記用又は图画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。)	無税
九六一〇・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバーリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式コンボジションスタンディック及びこれを有する手動式印刷用セット	無税
九六一一	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)及びインキパッド(インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)	無税
九六一一・〇〇	リボン	無税
九六一一・一〇	インキパッド	無税
九六一一・一〇	別表第一(A)第九六・一三項の次に次の一項を加える。	無税
九六一一・一〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他のショーウィンドー用の展示用品で作動するもの	無税
九六一一・一〇	同項の次に次の四項を加える。	無税
九六一一・一〇	シャープペンシルのうち	無税
九六一一・一〇	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さなご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
九六一一・一〇	その他のもの	無税
九六一一・一〇	ペン先及びニップポイント	無税
九六一一・一〇	同項の次に次の四項を加える。	無税
九六一一・一〇	鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、ペステル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチョーク	無税
九六一一・一〇	鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)	無税
九六一一・一〇	鉛筆のしん(色を問わない。)	無税
九六一一・一〇	その他のもの	無税
九六一一・一〇	同項の次に次の四項を加える。	無税
九六一一・一〇	シャープペンシルのうち	無税
九六一一・一〇	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さなご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
九六一一・一〇	その他のもの	無税
九六一一・一〇	ペン先及びニップポイント	無税
九六一一・一〇	同項の次に次の四項を加える。	無税
九六一一・一〇	鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、ペステル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチョーク	無税
九六一一・一〇	鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)	無税
九六一一・一〇	鉛筆のしん(色を問わない。)	無税
九六一一・一〇	その他のもの	無税

STM-D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもののうち	三以下のもの	STM-D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもののうち	三以下のもの
別表第一(B)第二七・〇七項中	一七〇七・九九	別表第一(B)第二七・〇七項中	一七〇七・九九
温度二五度における比重が〇・八以下のもの	三%を削る。	温度二五度における比重が〇・八以下のもの	三%を削る。
別表第一(B)第二八〇一・一〇号及び第二八〇一・三〇号を削る。	三%を削る。	別表第一(B)第二八〇一・一〇号及び第二八〇一・三〇号を削る。	三%を削る。
別表第一(B)第二八・〇四項中	一八〇四・一二	別表第一(B)第二八・〇四項中	一八〇四・一二
希ガス アルゴン その他の中	一八〇四・二九	希ガス アルゴン その他の中	一八〇四・二九
別表第一(B)第二八・〇五項中	一八〇五・二二	別表第一(B)第二八・〇五項中	一八〇五・二二
アルカリ土類金属 カルシウム	一八〇五・二三	アルカリ土類金属 カルシウム	一八〇五・二三
ストロンチウム及びバリウム	一八〇五・二三	ストロンチウム及びバリウム	一八〇五・二三
三%を削る。	三%を削る。	三%を削る。	三%を削る。
別表第一(B)第二八・〇五項中	一八〇五・二一	別表第一(B)第二八・〇五項中	一八〇五・二一
一八〇五・二一	一八〇五・二一	一八〇五・二一	一八〇五・二一
別表第一(B)第三〇・〇五項、第三〇・〇六項、第三三・〇六項及び第三七・〇一項を削る。	三七〇一・一〇	別表第一(B)第三〇・〇五項、第三〇・〇六項、第三三・〇六項及び第三七・〇一項を削る。	三七〇一・一〇
別表第一(B)第三〇・〇四項中	三七〇一・一〇	別表第一(B)第三〇・〇四項中	三七〇一・一〇
三七〇一・一〇	三七〇一・一〇	三七〇一・一〇	三七〇一・一〇
別表第一(B)第三〇・〇三項中	三七〇一・四一	別表第一(B)第三〇・〇三項中	三七〇一・四一
三七〇一・四一	三七〇一・四一	三七〇一・四一	三七〇一・四一
別表第一(B)第三〇・〇二項中	三七〇一・五一	別表第一(B)第三〇・〇二項中	三七〇一・五一
三七〇一・五一	三七〇一・五一	三七〇一・五一	三七〇一・五一
別表第一(B)第三〇・〇一項中	三・九%	別表第一(B)第三〇・〇一項中	三・九%
三・九%	三・九%	三・九%	三・九%
別表第一(B)第三〇・〇一項中	四・六%	別表第一(B)第三〇・〇一項中	四・六%
四・六%	四・六%	四・六%	四・六%
別表第一(B)第三〇・〇一項中	(1) 水銀の硫化物	別表第一(B)第三〇・〇一項中	(1) 水銀の硫化物
(1) 水銀の硫化物	四・六%	(1) 水銀の硫化物	四・六%
四・六%	四・六%	四・六%	四・六%
別表第一(B)第三〇・〇一項中	(2) その他のもの	別表第一(B)第三〇・〇一項中	(2) その他のもの
(2) その他のもの	三・九%	(2) その他のもの	三・九%
三・九%	三・九%	三・九%	三・九%
別表第一(B)第三〇・〇一項中	一九〇五・一一	別表第一(B)第三〇・〇一項中	一九〇五・一一
一九〇五・一一	メタノール(メ	一九〇五・一一	メタノール(メ
メタノール(メ	ル)	ル)	ル)
ル)	三・九%	ル)	三・九%
三・九%	三・九%	三・九%	三・九%
別表第一(B)第二九・〇五項中	一	別表第一(B)第二九・〇五項中	一
一	その他のもののうち	一	その他のもののうち
水銀の硫化物	一	水銀の硫化物	一
一	に改める。	一	に改める。
別表第一(B)第二九・〇五項中	一	別表第一(B)第二九・〇五項中	一
一	六七・〇四項、第六八・〇六項、第六八・〇八項から第六八・一〇項まで、第六八・一五項、第六九・〇一項、第六九・〇四項、第六九・〇六項、第六九・〇九項、第六九・一〇項、第六九・一四項、第七〇・〇一項、第七〇・〇三項及び第七〇・〇四項を削る。	一	六七・〇四項、第六八・〇六項、第六八・〇八項から第六八・一〇項まで、第六八・一五項、第六九・〇一項、第六九・〇四項、第六九・〇六項、第六九・〇九項、第六九・一〇項、第六九・一四項、第七〇・〇一項、第七〇・〇三項及び第七〇・〇四項を削る。





